

令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。 ・被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性を向上することにより、意思決定の独立性、中立性を示す。 ・透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。 ・国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。 ・組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。 <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRSの指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。 ・国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。令和6年にIPPASミッションを受け入れるとともに、IRRSミッションを受け入れることについても調整する。 ・適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。 ・各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。 ・多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努める。 ・情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。 ・訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。 <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。 ・新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。 ・日々のOJTに加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。 ・職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。 ・業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。 ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,056	2,818	2,612	2,540	2,661
	補正予算(b)	0	0	0	0	0
	繰越し等(c)	▲99	39	60	0	0
	合計(a+b+c)	2,957	2,857	2,672	2,540	2,661
	執行額(百万円)	2,310	2,330	2,287	2,160	2,404

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		

(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
		100%	100%	100%	100%	100%		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	95%	95%	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。	A
		94.3%	92.6%	95.1%	95.2%	95.7%		
	新規採用者に占める女性割合	—	35%	35%	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	A
		34.5%	34.6%	45.7%	33.3%	40.9%		

施策名		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (3.11 報告第1章第1節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第1章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(Ⅰ)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (Ⅱ)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (Ⅲ)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(① 独立性・中立性・透明性の確保)			
<ul style="list-style-type: none"> ・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(Ⅰ) ・原子力規制委員会の運営の透明性を確保するため被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底する。(Ⅰ) ・令和7年度に実施を予定している次期ホームページシステムの構築に向け、「N-ADRES(公開情報管理システム)」「(米国原子力規制委員会 ADAMS を指向する資料データベース)との連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調達を実施する。(Ⅱ) ・ホームページ上での情報公開に当たっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(Ⅰ) ・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果を公開する。(Ⅰ) ・令和6年3月に更改した「N-ADRES」について、検索性の向上に資するべく、資料に固有番号及びメタデータ等が適切に付与され公開されるように、適切に整理・運用する。(Ⅱ) ・原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。なお、分かりやすさを向上するため、原子力規制委員会等の資料について前提となる科学的知見や規制制度の内容を示すなど充実に努める。(Ⅱ) ・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の品質を維持し、継続性を確保する。そのために、当該事業を委託するに当たって、仕様書の充実化に努める。(Ⅰ) ・緊急時等の情報発信について、迅速な発信を行うとともに、その後発信した情報を適切にまとめたページを作成するなど、ニーズを適切に把握し、情報発信を行う。(Ⅰ) ・情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(Ⅰ) 			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・原子力規制委員及び原子力規制庁が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	組織理念のもと厳格な服務規律の徹底を図るとともに、原子力規制委員会において、科学的・技術的な見地から、徹底した議論のもとでの意思決定を行った。
イ	・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、原則として、原子力規制委員会やその他の各種会合を公開で行ったか。また、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について情報を公開したか。	A	「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、原子力規制委員会やその他の各種会合を公開で実施した。併せて、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談録等を公開した。
ウ	・令和7年度に次期ホームページシステムの構築が開始できるよう、公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた調達が実施できたか。	A	デジタル庁が提供するデザインシステム、公開情報管理システム(N-ADRES)との連携、政府のガバメントクラウド利用方針を踏まえた調達仕様書及び要件定義書を策定した。総務省の入札監理小委員会で承認を得た上で、令和6年10月1日から意見招請を実施した。令和7年1月21日に公告し、事業者を決定することができた。
エ	・ホームページシステムについて、安定的に運用できたか。また、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上を達成できたか。	A	令和6年6月の「JIS 試験及び WCAG2.2 検証」受検等において新基準導入によりレベルA未達成に該当する指摘があったが、当該箇所を修正の後に再確認を受け、レベルAを達成している。
オ	・原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果を公開できたか。	A	原子力規制庁職員と被規制者との面談等で、自動文字起こし結果を公開した。添付(PDF)をN-ADRESのキーワード検索の対象に追加し、検索対象の関連資料が増加すると共に、検索性が向上した。
カ	・「N-ADRES」に資料を登録する際、固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し公開作業をする等、適切に整理・運用できたか。	A	登録する資料に固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し、公開することが出来た。また、ホームページ、旧N-ADRESシステム及び国立国会図書館インターネット資料収集保存事業(WARP)からの移行データにあるメタデータが付与されていない資料に対しても、登録作業を行った。
キ	・原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	原子力規制委員会の内容を要約したXでのポストや現地調査等についてのホームページ(トップスライド)での情報発信を実施した。その際、関係課室と適宜協力し、分かりやすい情報発信に努めた。
ク	・原子力規制に係る基本的事項等の説明資料を作成し、効果的な公開方法を検討できたか。また、高度な原子力特有の技術領域について、平易な表現で分かりやすく説明する試みができたか。	A	原子力規制委員会で扱われる基本的事項及び技術領域について、分かりやすい説明資料を作成し、原子力規制委員会の参考資料として公開した。効果的な公開方法について、検討を継続している。
ケ	・「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、公開会合について、インターネット配信の品質を維持し、継続性を確保できたか。また、求める技術的能力や経験、品質確保方針等について、一層の明確化が図れたか。	A	令和6年6月10日に発生した、庁内インターネット回線トラブルにより公開会合の配信が不能となった事象の再発防止のため、仕様の追加及びそれに伴う契約変更を行った。

コ	・緊急時に備えてウェブサイトの構成や掲載すべき情報の整理などを行ったか。	A	メール配信サービスの対象施設に関する軽微な修正を実施した。来年度に向けて掲載すべき情報の整理を行い、改修が必要な部分は令和7年度概算予算要求に反映し、次年度改修を実施する予定。
サ	・緊急時等の情報発信について、迅速に発信を行い、ニーズを適切に把握し、情報発信が行えたか。	A	地震、ミサイル発射等緊急時の情報発信について迅速に対応できた。令和6年11月からのリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターの操業開始に備え、緊急時の情報発信を行う準備をした。
シ	・関係部署との連携を図り、開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書・不開示情報を特定し、適切な情報開示を行えたか。	A	担当課室が関係部署と連携し、開示期限を超過することなく、基準に基づいた審査により、開示対象文書・不開示情報を特定し、適切な情報開示を行っていることを確認した。

(② 外部とのコミュニケーションの充実)

- ・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)
- ・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、原子力規制の向上に資する情報を収集する。(I)
- ・CEO(短時間の意見交換を含む)、CNO等との意見交換、原子力規制委員会委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。(I)
- ・CNO等との意見交換を通じ、事業者からの技術的な各種提案について、対応の必要性や優先順位等を議論し、対応を進める。(II)
- ・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)
- ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)
- ・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。	A	原子力規制委員会の取組について、Xでのポストやホームページでの情報発信を実施した。また報道機関に対しても記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を適切に説明することができた。問合せについては、ホームページのお問い合わせフォーム及びコールセンターを設置し、適切に回答した。
イ	・国際アドバイザーとの意見交換を通じて、大所高所から我が国の原子力規制の向上に資する有益な議論・情報収集を行えたか。	A	令和6年11月に国際アドバイザーとの意見交換会合を実施し、規制におけるリスク情報の活用及び規制人材の確保・育成について意見交換を行った。
ウ	・CEO、CNO等との意見交換、原子力規制委員会委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。	A	CEOとの意見交換を4回(九州電力、日本原子力発電、中部電力、四国電力)、CNO等との意見交換を3回実施した。また、委員と地元関係者(島根県・鳥取県、愛媛県)との意見交換を2回開催し、事後のアンケート調査において有意義であった旨の評価を得た。
エ	・事業者からの技術的な各種提案(オンラインメンテナンスの導入、AOT・LCOの見直し等)について、対応の必要性等を議論し、必要なものについて対応を進めたか。	A	関係部署において、適時面談を開催し、事業者からの要望を踏まえ、CNO等との意見交換においてオンラインメンテナンスの導入を中心に技術的な提案を聞き取った。
オ	・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。	A	被規制者向け情報通知文書(NIN)を2通発出した。
カ	・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。	S	基本部会を2回開催し、発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価に関する制度のあり方や運用の見直しなどについて議論がなされた。安全性向上評価届出制度のあり方や運用の見直しについては、令和6年度第20回原子力規制委員会(令和6年7月17日)において、令和3年から制度の運用や海外の取組状況を調査し、基本部会で幅広く議論してきた結果が取りまとめられ、今後の検討の基礎となる助言に係る報告を受けた。その後、令和6年度第21回原子力規制委員会(令和6年7月24日)において、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の両会長と助言に係る報告書の内容について意見交換を行った。また、令和6年度第38回原子力規制委員会(令和6年10月16日)において、原子力規制庁から発電用原子炉施設の安全性向上評価制度の見直しの方針案の説明がなされ、委員間討議を実施し、令和6年度第55回原子力規制委員会(令和7年1月22日)において、令和6年度第38回原子力規制委員会の委員間討議を踏まえ、短期的な見直し事項として原子力規制庁が作成した関係規則・ガイドの改正案を了承するとともに、意見公募を実施することを了承した。 炉安審・燃安審火山部会第13回会合(令和6年11月13日)において、事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所(以上、九州電力)、六ヶ所再処理施設及び廃棄物管理施設(以上、日本原燃))について、火山活動のモニタリング評価が適切になされていること及び有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認された。
キ	・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。	S	委員と地元関係者との意見交換後にアンケート調査を導入し、得られた意見を改善につなげる仕組みを構築した。また、意見交換後に質問内容に関連した分かりやすい説明資料を作成し、鳥取県等へ回答した。 東京電力柏崎刈羽原子力発電所、中国電力島根原子力発電所、リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターの審査結果や検査等の実施状況等について、地元自治体が各地で開催する会合に出席し、説明するなど積極的に対応した。また、各地元

			自治体からの要望を踏まえ、休日の対応も含め各地で計 65 回行い、説明に当たっては、図表を活用し、審査結果を可能な限り分かりやすく丁寧に伝えた。特に、新潟県における審査結果の説明においては、数週間にわたり休日に多くの管理職級職員が出席し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めた。 ・庁内関係者が各案件の進捗を把握できるよう、グループウェア上で、要望等への対応状況を取りまとめた一覧表を共有した。
(③ 安全文化の育成・維持)			
<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を継続的に実施する。(Ⅰ) ・令和5年度の原子力安全文化に関するアンケート結果を踏まえ、原子力安全文化の育成・維持に向けた課室毎の取組の検討・支援を行う。(Ⅱ) ・「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」の記載と原子力規制庁の実務との関わりを整理し、原子力規制委員会内に周知・啓蒙することで、組織内へより一層の原子力安全文化の浸透を図る。(Ⅱ) ・組織の安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価し、それを踏まえた適切な施策を検討・実施する。(Ⅰ) ・令和5年度に実施したコミュニケーション活性化に係る施策を見直し、より業務への結び付きを意識した取組を実施するほか、職員の理解醸成を図る。また、職員間の自由な意見交換を促進するようなコミュニケーション機会の創出に関する取組を検討し、試行する。(Ⅱ) ・核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(Ⅰ) ・核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(Ⅰ) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を継続的に実施したか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込み、継続的に実施したか。	A	新規採用職員を対象とする東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を令和6年11月28日及び29日の二日間にわたり計画通り実施した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修(4月)及び中途採用職員向け研修(4月及び10月)にて実施した。
イ	・原子力安全文化の育成・維持に向けた課室毎の取組の検討・支援を行い、課室単位での取組が実施されたか。	A	令和5年度に実施した原子力安全文化に関するアンケート調査について、各課室等における議論や業務の改善等に資するよう、課室ごとの結果をその活用方法等と併せてフィードバックした。 管理職等に対する当該フィードバック結果の捉え方と活用の仕方に関するワークショップを令和6年6月に2回実施し、各課室等のマネジメントに関する取組について、参加者間での意見交換等を促した。 年度業務計画の中間評価時点における各課室の原子力安全文化の育成・維持に係る活動実績等を集約・一覧化し、各課へ共有した。
ウ	・「原子力安全文化に関する宣言」及び「核セキュリティ文化に関する行動指針」の記載と原子力規制庁の実務とのつながりについて、整理を行えたか。	A	組織理念や原子力安全文化のさらなる浸透に向けた取組として、「原子力安全文化に関する宣言」の記載と実務の繋がりを整理した。また、原子力安全文化に関する宣言の各行動指針と過去の要改善事項の関係を整理した。eラーニング資料の作成を進めた。 また、令和7年3月に行われた原子力規制委員長による職員訓示に向けて、職員が安全文化宣言カードを使用して各自の行動を考えることができるよう、当該カードの全職員向け再配布と案内を行った。
エ	・「原子力安全文化に関する宣言」等の記載と原子力規制庁の実務との繋がりの整理を踏まえて、部署の所掌業務等に関わらず組織全体へ浸透を図るための取組を実施できたか。	A	組織理念や原子力安全文化のさらなる浸透に向けた取組として、「原子力安全文化に関する宣言」の記載と実務の繋がりを整理した。また、原子力安全文化に関する宣言の各行動指針と過去の要改善事項の関係を整理した。eラーニング資料の作成を進めた。(再掲) また、令和7年3月に行われた原子力規制委員長による職員訓示に向けて、職員が安全文化宣言カードを使用して各自の行動を考えることができるよう、当該カードの全職員向け再配布と案内を行った。(再掲) 職員間の組織理念等に対する認知度向上のため、掲示物のデザインを刷新し、庁内掲示を行うこととして段取り等を整理した。
オ	・安全文化の育成・維持の状況が適切に把握できるよう手法を検討した上で、調査及び分析・評価を実施したか。	A	令和5年度に実施した安全文化アンケート調査の中で、一部の職員に原子力安全文化等に対する実践的な理解等が不足している傾向が見られたことから、令和6年度は、原子力規制委員会における職員の原子力安全文化に対する認知・理解・業務における浸透状況を確認し、改善策の検討に活用することに重点を置いて、アンケート及びグループインタビューを実施した。 本調査において得られた結果については、令和6年度マネジメントレビューにおいて次年度の取組等に係る議論に活用したほか、各課室における原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの具体的な改善につなげるため、課室毎のフィードバックを行った。
カ	・安全文化の状況に係る評価を踏まえて、その育成・維持に資する具体的な施策を企画立案・実施できたか。	A	・組織理念や原子力安全文化のさらなる浸透に向けた取組として、「原子力安全文化に関する宣言」の記載と実務の繋がりを整理した。また、原子力安全文化に関する宣

			言の各行動指針と過去の要改善事項の関係を整理したeラーニング資料の作成を進めた。 ・組織理念のより一層の浸透を目的とする職員間での議論の場として、実務に即したコミュニケーション活性化の観点から、一度に多くの職員間で自由に意見交換ができるワールドカフェの形式の意見交換を実施し、その結果を踏まえて施策の効果を分析した。
キ	・実施した安全文化の育成・維持を図る施策の効果を分析したか。	A	ワールドカフェ方式の意見交換会等の施策実施後にはアンケートを実施しており、効果や今後の改善等について検討した。
ク	・令和5年度に実施したコミュニケーション活性化に係る施策の分析を行い、実務との結び付きの観点等から見直しを図って改善することができたか。	A	組織理念のより一層の浸透を目的とする職員間での議論の場として、実務に即したコミュニケーション活性化の観点から、一度に多くの職員間で自由に意見交換ができるワールドカフェの形式の意見交換を実施し、その結果を踏まえて施策の効果を分析した。
ケ	・自由に参加できるような新しい形式のコミュニケーション活性化に係る取組を検討し、試行することができたか。	A	・組織理念のより一層の浸透を目的とする職員間での議論の場として、実務に即したコミュニケーション活性化の観点から、一度に多くの職員間で自由に意見交換ができるワールドカフェの形式の意見交換を実施し、その結果を踏まえて施策の効果を分析した。(再掲) ・自由闊達な意見交換の場として、庁舎内の一部通路をギャラリースペースとして6月にオープンした。ギャラリースペースにおいては、各原子力規制事務所の職員から提供された写真や技術基盤グループの研究紹介の掲示など職員の話題となるコンテンツの拡充を進めた。また、委員と職員とのコミュニケーションの充実やギャラリースペースにおける職員間の交流をより活性化させるため、コーヒーを配布し委員や職員の集まる時間を用意する「コーヒーブレイク」を計4回開催した。また、委員との接点が少ない課室の執務室において、委員と職員との意見交換の場を設ける「出張コーヒーブレイク」を3課室において実施した。
コ	・核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を計画的に実施することができたか。	A	原子力安全人材育成センター主催の新規採用職員向け研修、原子力検査官基礎研修等にて核物質防護に係る講義を実施した。この他、事務所長会議にて核セキュリティに関係する情報共有を行うことで、核セキュリティ文化の醸成を図った。
サ	・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で実施できたか。	A	核物質防護対策官会議で、核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施した。

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第2節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第1章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(① マネジメントシステムの定着)			
・令和5年度のマネジメントレビューの結果を踏まえ業務を着実に遂行するとともに、業務の実態に即したマネジメントシステムの運用により、適切かつ継続的に業務を改善する。(I)			
・原子力規制委員会が令和7年度以降の中期的な期間において達成すべき目標等について網羅的に議論し、第3期中期目標を策定する。(III)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・マネジメントシステムを適切に運用し、組織の課題を的確に把握した上で、実効的に業務を改善できたか。	A	・令和5年度第72回原子力規制委員会(令和6年3月19日)で決定した令和6年度原子力規制委員会年度業務計画を踏まえて業務を着実に遂行している。また、同計画の9月末時点での進捗状況に係る評価に際して、それまでの業務進捗や新たな課題の発生を含む状況の変化等を踏まえて計画変更の必要性が認められたことから、令和6年度第44回原子力規制委員会(令和6年11月20日)において当該計画の変更を決定した。(1章2節1項2号①) ・原子力規制庁内の6部署を対象にマネジメントシステム内部監査を実施し、各部署におけるマネジメントシステムの適切性及び有効性を確認し、他課室等への展開が望ましい良好事例を14件、当該部署や関連する部署において改善が望まれる事例を7件抽出した。(1章2節1項2号②) ・令和6年度の業務遂行に当たって新たに12件の要改善事項を確認し、令和5年度以前に確認した事項も含めて適切に管理を行っている。また、令和6年度内に8件の要改善事項に係る是正処置の実施とその効果の確認を行った。(1章2節1項2号③)
イ	・第2期中期目標の達成状況を評価し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理できたか。	A	原子力規制庁各課等へのヒアリング等を通じた第2期中期目標の実施状況に関する整理を踏まえ、原子力規制委員会の抱える中期的な課題について報告を受け、令和6年度第18回原子力規制委員会(令和6年7月3日)において委員間での討議を行った。また、それらの議論を踏まえ令和6年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会

		(6年7月19日)において外部有識者からコメント等を受け、当該コメントについては第25回原子力規制委員会(令和6年8月21日)において報告を受けた。
ウ	・組織全体を見渡して施策を分類し、それぞれの施策において優先度を考慮した取組の方向付けや達成水準を整理できたか。	A ・令和6年度第40回原子力規制委員会(令和6年10月31日)において、新たに成果目標・施策目標の階層を設けること等を含めた次期中期目標に係る基本的事項を整理し、同年度第45回、第50回、第54回原子力規制委員会(それぞれ同年11月27日、12月18日、令和7年1月22日)における委員間討議を経て、取組の方向性や達成水準等を整理しつつ、令和6年度第60回原子力規制委員会(令和7年2月5日)において第3期中期目標を決定した。 ・また、本議論に際しては、令和6年度第2回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和6年12月10日)において外部有識者から骨子案に対する意見聴取を行ったほか、原子力規制委員会委員長及び委員と職員との意見交換会の開催や原子力規制庁等内での職員向け意見募集等により、庁内職員の声を受けて適時適切に反映した。
エ	・第2期中期目標から引き続き取り組むべき課題や施策の優先度を考慮した取組の方向性や達成水準等に関する十分な議論や外部からの評価を経て、第3期中期目標を策定できたか。	S ・令和6年度第40回原子力規制委員会(令和6年10月31日)において、新たに成果目標・施策目標の階層を設けること等を含めた次期中期目標に係る基本的事項を整理し、同年度第45回、第50回、第54回原子力規制委員会(それぞれ同年11月27日、12月18日、令和7年1月22日)における委員間討議を経て、取組の方向性や達成水準等を整理しつつ、令和6年度第60回原子力規制委員会(令和7年2月5日)において第3期中期目標を決定した。(再掲) ・また、本議論に際しては、令和6年度第2回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和6年12月10日)において外部有識者から骨子案に対する意見聴取を行ったほか、 <u>原子力規制委員会委員長及び委員と職員との意見交換会の開催や原子力規制庁等内での職員向け意見募集等により、庁内職員の声を受けて適時適切に反映した。(再掲)</u>

(2) 国際協力の推進

- ・国際機関、二国間、多国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。また国際機関への拠出を通じてその活動を支え、国際社会における原子力の安全性向上に努める。(I)
- ・原子力安全に関する国際的活動や動向等の関連情報を集約・管理し、情報を有効に活用するための方策を検討する。(II)
- ・関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直し等に係る国際機関の枠組みによる活動を通じ、国際社会における原子力安全向上に貢献する。(I)
- ・令和7年度の IRRS ミッションの受入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。(II)
- ・緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- ・保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)
- ・我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)
- ・IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、準備を進め、適切に実施する。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・国際機関(IAEA 等)、二国間(日米、日仏等)、多国間(INRA 等)のそれぞれの枠組みの特徴に応じ効果的に海外の知見の収集や情報共有を行うことができたか。	A	IAEA 総会、フランス等との二国間会合並びに第53回・第54回 INRA 会合及び WENRA 等多国間枠組みの会合に参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。
イ	・国際基準等の文書の翻訳状況を集約し、新たに公表可能な翻訳物があれば公表できたか。	A	翻訳状況を管理し、国際機関と連絡・調整を行い、IAEA 出版物の翻訳1件をホームページに公開した。
ウ	・国際機関に対し適切かつ的確に拠出を行い、その活動を支えたか。	A	国際機関の担当と十分な余裕を持って、密に連絡を取ることで、拠出予定額が適正なものとなるよう調整しつつ、適切に手続きを進め、スケジュール通りに拠出手続きを実施した。
エ	・原子力安全に関する国際的活動や動向等の関連情報を有効に活用するための方策を検討し、原子力規制委員会の活動の改善や職員の国際的な活動への理解促進につなげることができたか。	A	海外機関から、あるいは国際会議への参加等を通じて得られた各種情報の集約整理用庁内プラットフォームを通じ、我が国規制機関として有用な情報の組織的蓄積、活用を継続している。また、当該プラットフォームをはじめとする各種の情報共有ツールをより有用に活用できるよう改善を進めた。
オ	・原子力安全条約や廃棄物等合同条約等の義務の的確な履行ができたか。	A	廃棄物等合同条約の義務である、国別報告を期日までに提出し、第8回検討会合に出席し、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間でのピア・レビューを行った。
カ	・国際社会における原子力安全向上に貢献するため、原子力規制委員会としての継続的、組織的対応を確保する体制を整備できたか。	A	原子力安全に関する国際的活動への参画状況や動向情報の集約更新(国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧の更新、公電の定期的な共有等)を行い、引き続き、原子力規制委員会による継続的、組織的対応を確保する体制の整備、維持に努めた。

キ	・IAEA 安全基準の策定・見直し等に係る活動への参画ができたか。	A	IAEA の CSS(第 55、56 回)、NUSSC(第 57、58 回)等に参画し、安全基準の策定・見直し案に対して原子力規制庁の意見を提出する等、その活動に貢献した。
ク	・令和7年度下期の IRRS ミッション受入れに向けたプロセス(ワークショップ、準備会合、自己評価の検討等)を漏れなく円滑に進めることができたか。	A	令和6年度第 52 回原子力規制委員会(令和7年1月8日)において、IAEA が IRRS ミッションを令和8年1月に実施することを暫定で登録したこと及び IRRS ミッションの受入れに向けた原子力規制庁の対応方針について報告を受けた。 令和7年3月に自己評価の進め方に係るワークショップを開催したほか、関係機関とも連携しつつ、自己評価書の作成等の IRRS ミッション受入れに向けた準備を進めた。
ケ	・緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。	A	6月及び11月に開催された IAEA の国際会議、10月に開催された OECD/NEA の国際会議に出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報の関係者への共有及び施策への活用を行った。
コ	・各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図り、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認しつつ、Japan Support Programme for Agency Safeguards (JASPAS)等の枠組みを活用して必要な支援を行った。さらに、欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)のトレーニングコース(令和6年4月)やアジア不拡散協議(ASTOP)(令和6年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)の年次会合(令和6年11月)、JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター主催の追加議定書及び大量破壊兵器物資識別に係るトレーニング(令和6年9月)、同センター主催の国内計量管理制度(SSAC)に係る国際トレーニングコース(令和6年11～12月)での日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。
サ	・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月に開催された IAEA 核セキュリティガイダンス委員会会合(NSGC)に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書(NSS)のレビューの進め方について日本のポジションを示すとともに、審議対象の核セキュリティ文書案の議論において意見を表明するなど議論に貢献した。 ・令和6年12月に開催された NSGC 会合に参加し、NSS 上位文書(基本原則、3つの勧告文書)の改訂に関する文書作成計画(DPP)案の内容(改訂の範囲、内容、進め方)がこれまでの NSGC 他の議論における合意内容に沿った形となっていることを明確にすることの議論に貢献した。 ・上記 NSGC 会合の結果を踏まえ、核セキュリティ・シリーズの策定・改定状況、核セキュリティ・シリーズ上位文書の改訂プロセス、スケジュールを整理し、令和6年度第 24 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年7月31日)及び第 56 回原子力規制委員会臨時会議(令和7年1月22日)で報告を受けた。 ・令和6年5月に IAEA が主催する核セキュリティに関する国際会議(International Conference on Nuclear Security)に出席し、パネルセッションへの参加等を通じて我が国の規制について知見及び経験の共有を行った。特に関心の高い分野であるドローン、核セキュリティ目的での計量管理(NMAC)、RIセキュリティ、コンピューターセキュリティ等のセッションに参加し、関連する情報収集を行った。 ・令和6年9月に米国を訪問し、米国原子力規制委員会(NRC)と核物質防護に係る意見交換を行うとともに、原子力発電所に対するチーム検査に同行し、NRC の検査の技法等の収集を行うとともに、令和7年3月に NRC の職員を招聘し、核物質防護に係る共通する課題等について意見交換を行った。 ・令和7年1月に開催された日米核セキュリティ作業グループ(NSWG)会合に参加し、INFCIRC/225/Rev.5の実施及び放射性物質のセキュリティに関する技術情報交換活動の計画を合意した。また、令和6年8月に米国オークリッジ国立研究所を訪問し、放射性物質のセキュリティに係る技術情報交換を行った。
シ	・IAEA や国内の関係機関との調整を進め、IPPAS で評価を受ける具体的な内容を固めることができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・IPPAS ミッション受入れに向けて、国土交通省及び関西電力に対し、IPPAS ミッション本番で用いるプレゼン資料の作成等、必要な準備を進めるよう要請した。また、原子力規制委員会の取組に関するプレゼン資料の作成を進めた。 ・レビューを受ける事項について、その概要を説明する資料である事前情報パッケージ(AIP)を整え、6月20日に IAEA に事前送付した。
ス	・令和6年の IPPAS ミッション受入れを円滑に進めることができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月22日から8月2日に、IPPAS ミッションを実施し、我が国の核セキュリティ(RIセキュリティ、輸送セキュリティを含む)に関する取組について国土交通省及び関西電力と共に説明を行い、レビューを受けた。この一環で、7月26日に関西電力美浜発電所において施設レビューを受けた。8月2日に、勧告、助言、良好事例を含むレビュー結果案(IPPAS ミッション報告書案)を受領した。

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年第 23 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年7月 31 日)において、IPPAS ミッションの対応状況を、令和6年度第 28 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年8月 28 日)において、IPPAS ミッションの結果の報告を受けた。 ・令和6年 11 月 28 日に、IPPAS ミッション正式報告書を IAEA から受領した。 ・令和6年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議(令和7年1月 22 日)及び第 58 回原子力規制委員会臨時会議(令和7年1月 29 日)において、勧告、助言を踏まえた対応状況について報告を受けた。
--	--	---

(③ 管理業務の確実な遂行)

- ・デジタルを前提とした公文書管理を指向する原子力規制委員会行政文書管理規則等の改正を踏まえた行政文書の管理を推進する。(Ⅱ)
- ・中長期的な視点で、業務改革に取り組むとともに、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)
- ・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう育児・介護等と仕事の両立を目指し、ワークライフバランスに係る制度を分かりやすく情報提供する。(Ⅱ)
- ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に1on1ミーティングを行う。(Ⅰ)
- ・管理職等の組織管理の状況を確認する観点から、多面観察(360 度評価)を行う。(Ⅰ)
- ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。(Ⅰ)
- ・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)
- ・情報システムの安定的な運営を行う(Ⅰ)
- ・申請・届出手続きのオンライン化に向けた準備を行う(Ⅱ)
- ・業務改革推進チームと連携し、ICT ツールを活用した業務の自動化・効率化等の検討を行う(Ⅲ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・改正された原子力規制委員会行政文書管理規則等について周知し、その運用及び定着を図ることができたか。	A	改正された行政文書管理規則等について周知を行うと共に、eラーニング等を実施することで、その定着を図った。
イ	・改正された内閣府大臣官房公文書管理課長通知に基づき、移管対象若しくは長期に保存する電子文書を定められたファイル形式で保存するよう周知し、その実現を図ることができたか。	A	改正された公文書管理課長通知に基づき、当該ファイル形式に関する周知を継続して行うと共に、庁内からの問合せに丁寧に対応することで、当該通知の要求を実現するよう努めた。
ウ	・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	A	全職員を対象とした公文書管理に関するeラーニングを実施したほか、内閣府及び国立公文書館の職員を招き、文書管理者及びその他の職員を対象とした行政文書管理に関する研修を実施した。
エ	・組織の中長期的な課題として抽出された、広報や業務改革等に係る課題について庁横断チームで協力して取組を進め、成果を具体化したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・公募職員も参画する庁横断的な業務改革推進チームにおいて、働きやすい環境の整備、効率的な業務遂行の実現、風通しのよい職場の維持・構築に向けて、各種掲示、委員及び職員各層との意見交換等を通じて理解醸成を図り、組織一体での具体的な取組を進めた。ペーパーレスの促進では、電子ファイルでの会議等の実施だけでなく、電子申請の範囲拡大や紙で保存している行政文書ファイルの電子化などを進めた。テレワークの円滑化では、全職員での実施により課題を抽出して組織全体で業務改善を進めた。また、生成 AI 活用ガイドラインを作成するなど新規ツール活用の環境整備を進めるとともに、コミュニケーションツールの効果的な活用の運用を整理したほか、新庁舎移転に向けたフリーアドレスの導入や、コワーキングスペースの充実、国会対応プロセスの改善等も進めた。 ・組織の中長期的な課題を踏まえて、双方向での戦略的な取組として、福島工業高等専門学校を訪問し、山中委員長による講演及び学生との意見交換会を実施した。また、情報発信手段の改善として、原子力規制委員会ホームページの利用者が N-ADRES に掲載された会議等の情報をたどりやすくするため、ホームページ上の各会議等のページに N-ADRES への個別リンクを掲載し、利便性が向上した。
オ	・組織の課題を適切に把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施したか。	S	組織の課題を把握した上で、必要な組織構成・人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施し、今後の保障措置業務量の増大に対応するための参事官の新設やバックオフィス定員の拡充といった組織体制の強化を実現した。
カ	・法定雇用率を達成することに加え、障害者が業務に貢献できたか。	A	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用を促進し、令和6年6月時点で法定雇用率を上回る 3.27%を達成した。庁内のほとんどの課室より業務依頼を受けるとともに、業務形態の拡充を実施した。
キ	・勤務時間管理システムを導入し、各職員の業務の効率性の向上を図ることができたか。	S	令和6年8月より勤務時間管理システムを本格導入し、各職員が行っていた入力作業時間を短縮させ、また、マクロを活用した「新勤怠パッケージ」を作成することで庶務担当者の負担を軽減する等、業務の効率性の向上を図った。
ク	・保健師による保健指導を積極的にいかし、職員の健康管理意識の向上を図ることができたか。	A	保健師による若手職員向けの健康講座を2回実施した。また、下期には保健師によるストレッチ講座の動画を作成し、職員ポータル上に公開する等、職員の健康管理意識向上を図った。

ケ	・ワークライフバランスの制度が周知され、活用されることで、職員の満足度が向上したか。	A	テレワークチャレンジの開始に伴い、令和6年12月には庁内の職員の約75%がテレワークを実施するなど活用率が増加した。下期に本格的な調査を行い、職員の満足度を分析し、好事例の周知や問題点に対する今後の対応方法の周知を行った。
コ	・管理職は定期的に1on1ミーティングを行い、必要な対応を取ったか。	A	人事課から、管理職に対して、1on1ミーティングの役割や有効性、定期的な実施についての周知を行うとともに、人事評価において、定期的な1on1ミーティングの実施を目標とするように求めた。また、人事評価の実施に際して、1on1ミーティング実施状況を確認し、実施していない管理職に実施を促した。 管理職は、1on1ミーティングを通じ、職員が抱える業務量や家庭の事情等の早期把握に努めた。
サ	・多面観察を通じて、管理職等の組織管理の状況を確認し、改善を図ることができたか。	A	令和7年1月に多面観察(360度評価)を実施した。令和7年3月に、評価結果をフィードバックし、評価者が特定されないよう留意した上で、本人に伝達することが望ましいと考えられる項目について伝達した。
シ	・庁舎管理を適切に行えたか。職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行い、職場環境の改善に寄与したか。	A	・庁舎管理に係る各種事務手続きを適時適切に処理するとともに、耐用年数を経過した老朽化物品については調達を行い、職場環境の改善に寄与した。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、職場環境の改善(フリーアドレス又はグループアドレス等の導入、オンライン会議のための打合せスペースや業務に集中して取り組むためのパーソナルスペースの拡充等)を実施した。
ス	・適切な予算科目で支出を行えたか。	S	全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。特に、旅費については航空券の調達方法見直しなどにより大幅な経費削減を図り、効率的かつ適正な予算執行に供した。
セ	・遅滞なく支払手続きを実施したか。	A	全ての請求書について、複数人で確認するなど不備がないか確認するとともに、定められた期限までに遅滞なく支払手続きを実施した。
ソ	・情報システムの計画外の停止なく安定的な運営を実現したか。	A	管理する情報システムについて、運用事業者と綿密に連携をとり、運用管理及び保守を実施し、安定的な運営を実現した。
タ	・申請・届出手続きのオンライン化に向け、調査を実施し、仕様を固める等、具体的な準備を進めたか。	A	各種手続きのオンライン化に向けて、庁内業務の調査を実施するとともに、事業者からオンライン化に向けた必要な技術情報を収集し、適用のための検討を具体的に進めた。
チ	・行政LANシステム環境での業務負荷軽減を図るため、RPA、AI等のICTツールを検討、導入及び管理する体制を整え、その導入を推進したか。	A	ICTツールに関する製品情報や技術情報の収集と整理、ICTツールの適用可能性のある庁内業務の調査と一部業務への適用検討及びVBAを活用した勤怠締め業務の効率化を実現した。

(4) 訴訟事務及び法令審査

- ・法令審査を通じて、各部署で適切な法令等の立案ができるよう支援する。(I)
- ・法令相談を通じて、各部署で法令に従い適切に行政活動ができるよう適確に助言を行う。(I)
- ・必要に応じて法令立案に係るマニュアル等の見直しを行う。(I)
- ・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(I)
- ・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(II)
- ・法令相談を通じて、法律問題に対する組織のガバナンスを向上させる。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・各部署で適切な法令等の立案ができるよう、実現したい施策が適確に表現できているか等の観点から、適切な法令審査を行うことができたか。	A	関係部署間で連携を図りながら、法令の改正等の趣旨、実現したい施策の内容等を踏まえ、その施策が法的に適確に表現できているか等の観点から、法令の改正等に伴う審査を適切に実施した。
イ	・各部署で法令に従い適切に行政活動ができるよう適確に助言できたか。	A	法令相談その他の法令に関する問合せに対する対応を通じ、関係部署が所管法令に基づく規制の実施等を適切に行えるよう支援した。
ウ	・必要に応じて法令立案に係るマニュアル等の見直しを行うことができたか。	A	法令立案に係るマニュアルの更新及び関係資料の追加を行い、最新の情報の参照を可能とすることにより、庁全体の法令立案業務の円滑化等を図った。
エ	・訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	業務量等を踏まえ柔軟に体制の見直しを行うとともに、訴訟に提出する準備書面の検討等について、法務省等の関係機関や庁内関係部署とも連携して適切に対応した。
オ	・訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	原子力規制庁の関係部署間の適切な支援の下、訴訟対応及び不服申立てに活用するために有効な調査を実施した。
カ	・法令相談の取組について適切に周知を図るとともに、寄せられた相談に対して適切な助言を行うことができたか。	A	法務部門に在籍する法曹資格者を中心として、原子力規制庁の各部署から寄せられる契約や法令解釈に係る法令相談について、必要に応じて法務省からの確認を得ながら、適切に対応した。

施策名	(3) 職員の確保と育成	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの		

(Ⅱ)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの
 (Ⅲ)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの

(① 高い倫理観の保持)

・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等の周知方法等を工夫するとともに、実効性のある取組を行い、個別対応が必要となる職員に対しては確実に指導監督を行う。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・研修や幹部メッセージを発出し、職員に周知できたか。	A	令和6年12月の国家公務員倫理月間では、長官メッセージの配信に加え、各課室長メッセージを記載したポスターを執務室に掲示する等し、職員に周知徹底を図った。
イ	・倫理保持につながる効果的な研修を企画、実施できたか。	A	令和6年4月と10月に服務規律及び公務員倫理に関する研修を新規採用職員・中途採用職員向けに実施した。また、12月の国家公務員倫理月間では、人事院から提供された教材に、被規制者等との関係を自ら厳しく律したルールを追加した教材を用いて、全職員を対象としたeラーニングを確認テスト共に実施し、特に国民の疑惑や不信を招くことが無いということを第一に、職員の公務員倫理に係る意識向上を図った。
ウ	・個別対応が必要となる職員に対して、確実に対応できたか。	A	個別対応が必要な職員に対し、秘密を厳守しつつ迅速な対応を心がけ、必要に応じて職員の監督者と連携の上で指導監督を実施した。

(② 原子力規制人材の確保)

・応募者の増加につながる各種取組を行うとともに、新卒者・経験者を適切に選考し、人材を確保する。(Ⅰ)

・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスや事業者との意見交換会における指摘事項等を踏まえ、令和6年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。その上で、定数に対する実員数(95%)、新卒採用者に対する女性割合(35%)に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、人材を確保できたか。	A	新卒者採用について、以下の取組により159名(昨年は172名)の官庁訪問者数(原子力工学系職員採用及び研究職採用は受験者数)を得た。 ①業務説明会や職場体験プログラムを開催 ②大学、高等専門学校及び高等学校の就職担当者への周知 ③学生の認知度向上のための新たな取組 また、経験者採用について、応募者数を増加させるため、令和5年度から継続し転職サイト、新聞広告、駅や空港などの公共施設へのポスター掲載等を実施した。さらに、経験者採用の募集の機会を令和6年度も年2回実施し、148名(昨年は213名)の応募を得た。 加えて、人材確保の状況を踏まえて、必要な分野の専門家に限定し、令和7年度採用予定のさらなる募集を行い、25名の応募があった。 以上の取組により、新卒者については31名(昨年は40名)、経験者については23名(昨年は49名)の内定者を確保した。
イ	・行政事業レビュー公開プロセスや事業者との意見交換会における指摘を踏まえ事業を実施するとともに、実績を把握したか。	A	令和6年度は、3件の新規採択を行い、17件の継続事業と合わせ、計20事業を実施した。 また、指摘事項を踏まえ、原子力規制庁職員の講師派遣のほか、新たに委員長・委員による講演及び学生との意見交換会(3件)を行うことで、事業の効果を高めるとともに、現地の状況の把握を行った。

(③ 原子力規制人材の育成)

・国際会議、国際機関等の活動、国際プロジェクト等への参加や、国際機関等に職員を派遣することを通じて職員を育成する。(Ⅰ)

・人材育成の基本方針に基づき職員が実際に行った学習時間を把握するとともに、研修の充実を含む環境整備に努める。(Ⅰ)

・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施する。(Ⅰ)また、研修の質の向上に向けて教育訓練課程の有効性評価等を行い、今後の改善等の方針を検討する。(Ⅱ)

・管理職等が部下の業務管理等を実施する際に採るべき方針等を明確にし、当該事項を管理職等が意識し身につけるための施策の方向性を定める。(Ⅲ)

・キャリアパスイメージに沿った人材育成が行われることを確実にするため、キャリアコンサルティング体制を継続して運用する。(Ⅰ)

・職員の将来のキャリアへの不安を軽減するため、個々の状況に応じた助言・対策を検討する取組(キャリアコンサルティング等)を充実させる。(Ⅲ)

・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(Ⅱ)

・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(改正 令和元年5月29日 原子力規制委員会決定)及び研究職のキャリアパスイメージを踏まえ、外部の研究機関との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、原子力規制庁の研究職に求められる役割を果たすことのできる人材を育成・確保するための活動を行う。(Ⅱ)

・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和6年度以降の安全研究に向けて)」(令和5年7月12日原子力規制委員会了承)等に基づき、新たな要素技術等やそのための原子力規制に対する国内外の最新知見を踏まえ、中長期的に必要な多様かつ新たな専門性を積極的に身につけていく取組を検討する。(Ⅱ)

・「原子力規制研究強化技術基盤構築事業費補助金」を通じ、外部技術支援機関等と連携し、原子力の安全研究分野の能力強化、人材育成及び基盤構築を行う。(Ⅱ)

・安全研究の実施や研究職の育成に当たり、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
--	-------------	----	---------

ア	・あらかじめ担当を決めた職員を継続的に国際会議に参加させることで、原子力規制人材の育成ができたか。	A	国際会議への参画動向の集約、把握を通じ、原子力規制に係る各種会議への継続的参加を可能とする体制維持に努めた。また「国際業務への貢献」を共通の評価項目に加えた人事評価を令和5年度上期以降継続的に実施している。
イ	・適切な数の職員を計画的に国際機関等に派遣することができたか。	A	計画的な派遣計画の策定により、令和6年度は新たに、国際原子力機関(IAEA)に5名、英国原子力規制局(ONR)に1名、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)に1名の計7名を国際機関等に派遣した。
ウ	・職員の学習時間について適切に運用されていることを確認できたか。また、他組織が提供している研修に関する情報提供、自学習に適した教材の推薦、研修の充実等を含む環境整備を進められたか。	A	人事評価の実施に際して、人事課から学習時間の実績報告を受け、職員に対し制度が適切に利用されるよう、学習時間の利用状況と対象範囲について、実績を踏まえた改善点を周知した。 他省庁主催の研修情報等を取りまとめ、庁内に情報提供し、四半期ごとに情報を更新した。 人材育成ポータルサイトのレイアウトを刷新し、また研修計画のカレンダー形式の表示を追加するなどし、職員の利便性を向上させた。 令和5年度より開始した一般職員向け研修動画の提供について、最新の研修動画に更新した。
エ	・検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修を適切に実施できたか。	A	・令和6年5月に、第6期教育訓練課程(集中型)訓練生5名の課程が修了し、新たに第7期の訓練生8名が課程を開始するなど、教育訓練課程(集中型)を適切に運用した。 ・教育訓練課程(分散型)に対しても継続的に適切な研修を実施し、令和6年度上期には、当該制度開始後初めて中途採用者1名が分散型訓練生として参加した。 ・教育訓練課程における全ての研修の実施後にアンケート調査を行い、訓練生から改善提案を抽出した。それを基に研修の改善に向けて具体的な対応方針を作成し、担当部署における定期的な会合の場で確認を行った。また、対応実施後の状況についても同会合において報告し、研修の継続的な改善を実施した。
オ	・教育訓練課程の有効性評価等を行い、それを踏まえた改善等により研修の質の向上につながったか。	S	・令和5年度に実施した教育訓練課程の有効性評価の結果を踏まえ、訓練生のモチベーション向上のための施策を実施した。 ・また学習内容の定着や実務につながるアウトプット型のカリキュラムの拡充等の改善を行った。 ・教育訓練課程について、これまでの実施状況や有効性評価の結果を踏まえ、知識の定着の促進やモチベーションの維持、資格取得のための教育訓練の機会の拡大等を目的として、教育訓練課程の運用の見直しを下期から開始した。制度については人事課と共同して検討を重ね、「集中型コース」における対象資格数の見直しや、「集中型コース」以外の全ての職員に受講資格を拡大することとし、またこの機に制度開始後初めてカリキュラムや課室における訓練体制の見直しを行うこととして着手し、各課室との意見交換を行い受講環境の改善を行うための検討を併せて行い、限られた準備期間の中で令和7年度より実施するための準備を行った。
カ	・中途採用職員が、専門外の業務を希望した場合の基本資格取得等に係る教育訓練課程の受講の方法を明確にし、周知することができたか。	A	中途採用職員が専門外の業務を希望した場合は、いつでも基本資格取得等に係る教育訓練課程(分散型コース)を受講できるよう、同課程の見直しを進めた。令和6年10月に見直し内容を決定し、受講方法等の詳細設計を検討した。見直し運用開始となる令和7年5月までに、庁内周知を行う見込み。
キ	・管理職等が部下の業務管理等を実施する際に採るべき方針等を明確化できたか。	A	管理職等が部下の業務管理等を実施する際に採るべき方針として内閣人事局が作成した研修資料を活用することとし、令和7年1月に内閣人事局の講師を招いて研修を実施した。
ク	・管理職等の業務管理の力量を向上させるための研修機会等の増強を図れたか。	A	マネジメント能力の向上を図るための管理職等を対象とした研修を1月20日に実施した。
ケ	・コミュニケーションの観点から、管理職等が業務管理等に係る意識及び対応能力を高めるための施策を検討し、試行できたか。	A	管理職等に対し、原子力安全文化に関するアンケート調査に係るフィードバック結果の捉え方及びその活用の仕方に関するワークショップを令和6年6月に2回実施し、各課等のマネジメントに関する取組について、参加者間での意見交換等を促した。
コ	・キャリアコンサルティング体制に基づいて対象となる全職員と面談した結果、キャリアパスについての双方の理解が深まったか。	A	キャリアコンサルティング体制については、令和6年10月に職員一人ひとりのキャリアパスに対してより細やかな配慮ができるよう、キャリアコンサルティング担当者を16名から32名に増員し、強化を図った。強化した体制の下、希望する全職員との面談を年内に完了し、その結果を任用に適時反映した。
サ	・コミュニケーションの頻度、職場における将来像の共有とそれを踏まえた人事配置、業務のアサインなどの観点から、キャリアコンサルティング等の施策の実効性を向上できたか。	A	中途採用で入庁した職員のうち、任用資格(原子力検査資格(セーフティ)、原子力検査資格(セキュリティ)、保障措置査察資格、危機管理対策資格、放射線規制資格、原子力安全審査資格)を持つ職員を対象として年6回テーマ別座談会を開催し、当事者の問題意識や課題を抽出し、その改善策について議論を行った。

		キャリアコンサルティング体制を強化したことにより、年内に希望する全職員との面談を実施できた。その結果を人事配置や業務のアサインに反映し、キャリアコンサルティング等の施策の実効性向上を図った。
シ	・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A グループウェア上の相談スペースに投稿された原子力規制事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ原子力規制庁関係部署間で連携し課題解決を図っている。具体的には、インフラ整備等に関するニーズ調査を原子力規制事務所等を実施し、猛暑対策及び設備品の更新並びに各所修繕工事の実施など、今期実現可能なニーズは全件着手し、執務室及び宿舍住居環境の改善に努めた。担当指定職・管理職によるMO(マネジメントオブゼーション)を行うことで、原子力規制事務所検査官のニーズ調査を行い、課題の改善を図った。また、新たな検査業務システムを導入する為の契約手続き、勉強会を開催することにより、検査業務の効率化を進めている。
ス	・外部の研究機関との人事交流や共同研究等を積極的に実施したか。	A 大学やJAEA等と10件の共同研究を実施した。また、JAEAから職員を1名受入れ、JAEAに研究職1名を派遣するなど、人事交流を図った。
セ	・研究職がそれぞれのキャリアステップに応じて求められる人材像を達成するための取組を組織的・計画的に行い、原子力規制庁の研究職として求められる研究人材の育成を行ったか。	A 自由な発想により研究を行える自発的フェージビリティ・スタディ制度、他者と議論をする力を養うための安全研究セミナー、大学等との共同研究、博士号取得の奨励などを通して研究人材の育成に努めた。
ソ	・若手研究職の確保のため、大学や学生への説明等を行うなど、原子力規制委員会に対する理解を深めてもらう活動を行ったか。	A 研究職への理解を深めるためのパンフレットについて改定を行い、若手研究職等確保のための技術基盤グループ業務紹介活動を実施した。
タ	・研究職が中長期的に必要な多様かつ新たな専門性を積極的に身につけていけるよう取組を検討したか。	A ・若手研究職を中心に、自由な発想により研究調査を行うことが出来る枠組みとして自発的フェージビリティ・スタディ制度を整備し、第一期募集を行った。 ・19件の安全研究セミナーを企画・開催し、技術基盤グループ内の研究内容の共有を通じて、他者と議論する力、分野横断的な視野を持つよう努めた。 ・大学やJAEA等と10件の共同研究を実施した。また、JAEAから職員を1名受入れ、上期においてはJAEAに研究職1名を派遣するなど、人事交流を図った。 ・技術基盤グループ内で10名の職員が博士号を取得すべく大学院に在学している。また、技術基盤グループにおける博士号取得促進に向け、組織的な支援を行うための論点の整理を行った。
チ	・補助事業を通じ、外部技術支援機関等と適切に連携がとれたか。	A 令和6年度新たに「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」(補助事業)を開始し、同事業の公募を行い、書類審査、審査評価委員会を実施し、令和6年度第18回原子力規制委員会(令和6年7月3日)での了承を経て、5件の補助事業者を決定した後、令和6年9月に交付決定を行った。また、令和6年度第53回原子力規制委員会(令和7年1月15日)での了承を経て、審査評価委員会等を実施し、次年度に向けた手続きを行った。その間、補助事業者であるJAEAや大学等に事業の進捗を確認するとともに、原子力規制に係る将来の規制課題等についてヒアリング等を通じて、議論を行い、連携を図った。
ツ	・原子力規制行政の下支えとなるような研究に対し補助を行い、原子力の安全研究分野の能力強化、人材育成及び基盤構築に寄与したか。	A 採択したJAEAや大学等において、補助事業(計5件)を令和6年9月より開始し、それぞれ研究を行うことにより、原子力の安全研究分野の能力強化、人材育成及び基盤構築に寄与した。
テ	・研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行ったか。	A ・研究倫理の研修については、eラーニングプログラムを利用し、基盤グループ内の職員を対象に年度末までに研究不正、技術データの取り扱いに関する倫理等の研修を実施し、職員全て受講を完了した。 ・原子力規制庁技術基盤グループ内の職員を対象とした(国研)科学技術振興機構(JST)による研究倫理に関する出前講習会を開催した。 ・研究職が作成する技術文書について、研究者倫理上の不正行為がないこと、著者がオーサーシップに照らして適切であること等について著者自身が申告するよう原子力規制庁技術基盤グループの内規を改正したほか、委託の成果を活用した論文等の作成に係るオーサーシップ上の留意点について周知文としてとりまとめた。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
				定性指標	定量指標
施策毎の評価		(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		A(S 評価:2、A 評価:28)	A 評価:1
		(2)規制行政を支える業務基盤の充実		A(S 評価:7、A 評価:33)	-
		(3)職員の確保と育成		A(S 評価:1、A 評価:23)	A 評価:2
評価・分析				次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
②カ	S	令和3年から、制度の運用や海外の取組状況を調査し、基本部会で幅広く議論してきた結果が取りまとめられ、今後の検討の基礎となる助言に係る報告を受けることができたため、「S」とした。	運用改善に必要な規定類の改定を進めるとともに、中長期的な制度全体の見直しの検討を進める。		
②キ	S	意見交換後に質問内容に関連した分かりやすい説明資料を作成し、鳥取県等へ回答した。 東京電力柏崎刈羽原子力発電所、中国電力島根原子力発電所、リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターの審査結果や検査等の実施状況等について、地元自治体が各地で開催する会合に出席し、説明するなど積極的に対応した。また、各地元自治体からの要望を踏まえ、休日の対応も含め各地で計65回行い、説明に当たっては、図表を活用し、審査結果を可能な限り分かりやすく丁寧に伝えた。特に、新潟県における審査結果の説明においては、数週間にわたり休日に多くの管理職級職員が出席し、丁寧かつわかりやすい説明に努めた。 これらの点を踏まえ、評価を「S」とした。	今後も、自治体等の要望を踏まえつつ、原子力規制委員会の取組について丁寧かつ分かりやすい説明を行っていく。		
(2) 規制行政を支える業務基盤の充実					
①エ	S	外部有識者からの意見聴取を行ったほか、原子力規制委員会委員長及び委員と職員との意見交換会の開催や原子力規制庁等内での職員向け意見募集等により、庁内職員の声を第3期中期目標へ適切に反映した。	今後、全庁的な議論を行うことが適当な作業があった場合には、同様な取組を検討する。		
②シ	S	今回 IPPAS ミッションのスコープには、輸送セキュリティや RI セキュリティが加わり、過去2回の IPPAS ミッションよりも拡大した。これに伴い、調整が必要となる関係機関が国土交通省及び関西電力と増えたが、これら2機関は、いずれも初めて IPPAS ミッションに対応する機関であるため、受け入れ準備に当たっては、常にスケジュール感に最大限留意するとともに、AIP(Advance Information Package)、プレゼン資料の作成においては、関係機関と緊密に連携し、積極的にアドバイス等を行った。このため、ミッションチームから、「非常に包括的な AIP を受領した。これは、ミッションチームメンバーが今回のミッションを準備するのに大変有用であった。」等の講評を得た。	次回 IPPAS(フォローアップ)ミッションを受け入れるに際しては、評価を受ける具体的内容の検討において今回の経験を踏まえた対応を行う。		
②ス	S	規制制度の継続的な改善を進める観点から、IPPAS ミッション本番における我が国の核セキュリティの取組に関する必要十分な情報量の提供、丁寧な説明と質疑応答対応により、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示されるとともに、我が国の核セキュリティ規制の実効性の更なる強化につながる、より高度な勧告、助言を得ることができた。また、国際的な核セキュリティの持続的な改善に貢献し、他の IAEA 加盟国にとって参考となる良好事例を示すことができた。	IPPAS ミッション報告書に示された勧告事項、助言事項を踏まえた核セキュリティ規制制度の見直しに係る検討を行い、核セキュリティ対策の継続的な改善を進める。		
③エ	S	業務改革推進チームが主体となって、庁内での意見交換等を積極的に実施し、働き方、ICT の活用、庁舎の環境整備等の各種業務改革の取組を、職員の理解の下で進めた。	これまでの取組を通じて職員から出された様々な意見を分析することで、取組を充実させるとともに、新たな取組を積極的に検討・企画することで、業務改革の一層の推進を図る。		
③オ	S	機構・定員要求において、組織の課題を把握した上で、配置等に関して、関係省庁に丁寧な説明をするなど必要な調整を行い、参事官の新設、バックオフィス定員の拡充等の組織体制の強化を実現した。	令和6年度の結果を踏まえつつ、組織全体の中長期的な課題を継続的に分析することで、組織体制のさらなる強化を図る。		
③キ	S	令和6年8月に勤務時間管理システムの本格導入を実施するとともに、マクロを活用した「新勤怠パッケージ」を作成し、適宜パッケージ等を改良することで、庶務担当者の負担軽減及び業務の効率化を図った。	次年度は、現在、対象外としている短日・短時間勤務職員へも対象を拡大するとともに、庶務担当者からの意見等を反映した新たなパッケージツールを追加する等の改良を加えることでさらなる業務の効率化を図る。		
③ス	S	経費削減の取組として、より安価な航空券の利用促進や海外の航空会社グループとの企業契約、パック旅行商品の利用促進等を行うことにより、大幅な経費節減を達成した。	次年度も引き続き経費削減の取組を図り、戦略的な予算執行に取り組む。		
(3) 職員の確保と育成					

③オ	S	<p>教育訓練課程について、これまでの実施状況等を踏まえた大幅な制度見直しの検討を下期から開始し、具体的には、集中型訓練の対象資格数の見直しや、資格研修の受講を全ての職員に拡大すること、また関係課室と連携してカリキュラムや資格対象課室における OJT の訓練体制の見直しの検討を進め、限られた期間において令和7年度より運用を開始するための準備を整えた。</p>	<p>令和6年度より実施している教育訓練課程の見直しについて、令和7年度より適切に運用を開始する。</p>
----	---	--	---

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>令和6年度マネジメントレビュー(第2回)(令和6年度第66回原子力規制委員会(令和7年3月5日)) 令和6年度原子力規制委員会年次報告(令和7年6月6日閣議決定、国会報告)</p>
担当部局・作成責任者名	

令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)						
施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2024		
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応		目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2024		
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照) ・事業者による安全性向上評価の運用改善に向けた検討を行うとともに、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。 ・原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。 <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。 ・国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。 ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。 <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着及び継続的改善を図り、検査の効果及び効率を向上させる。 ・事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。 <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。 ・審査を着実に進めていくため、審査プロセスの改善を継続的に行う。 ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。 ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 ・リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。 ・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。 ・事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。また、最終処分の安全確保に関する安全研究を進める。 ・IRRSで受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。 ・高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。 ・開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	9,798	9,494	9,516	9,176	9,005
	補正予算(b)	0	0	0	0	0
	繰越し等(c)	128	538	▲33	483	▲2
	合計(a+b+c)	9,926	10,032	9,483	9,659	9,004
	執行額(百万円)	8,109	8,398	7,713	7,776	7,742

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防	A
		0	0	0	0	0		
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0	護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。) A
	0	0	0	0	0	

<p>施策名</p>	<p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施</p>		<p>評</p>	<p>B</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第2章第1節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第2章第1節)</p>		<p>価</p>	<p></p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの</p>			
<p>・申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ着実に審査を実施する。(I)</p> <p>・法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(I)</p> <p>・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、対応する。また、湧き出しによって発見された核燃料物質の集約管理に係る検討を進める。(II)</p> <p>・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</p> <p>・安全性向上評価届出制度の見直しについて、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の助言を踏まえ、運用改善に必要な規定類の改定を進めるとともに、中長期的な制度全体の見直しを検討する。(II)</p> <p>・使用施設等を対象とした意見交換会を必要に応じて行い、規制要求に対する理解啓発に継続的に取り組む。(I)</p> <p>・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)</p> <p>・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査との役割分担の観点から抜本的な見直しを行う。(III)</p> <p>・「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明時の対応について、法令報告制度の中でどう位置付けるか検討する。(III)</p>				
<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>		
<p>ア</p> <p>・設置変更許可、設計及び工事の計画認可、廃止措置計画認可等の審査について、「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年9月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ着実に審査を実施したか。</p>	<p>S</p>	<p>・実用炉の審査においては、高経年化した発電用原子炉の劣化管理に関する審査を含め、令和6年5月30日に中国電力島根原子力発電所2号炉の本体施設に係る保安規定の認可及び10月23日に特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可、6月5日に東北電力女川原子力発電所の所内常設直流電源設備(3系統目)の設置に係る設計許可、9月2日に東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉の本体施設に係る設計及び工事の認可、6月26日に関西電力大飯発電所3号炉・4号炉の長期施設管理計画の認可を行うなど、設置変更許可5件、設計及び工事の計画(変更)認可26件、保安規定変更認可23件、廃止措置計画変更認可3件、運転期間延長認可2件、長期施設管理計画認可11件の処分を行った。</p> <p>・高経年化審査部門及び高経年化審査担当管理官を設置するなど、高経年化した発電用原子炉に係る審査の体制を強化し、着実に審査を実施した。</p> <p>・長期施設管理計画の認可については、限られた時間の中で多数の案件を並行して審査するために、計画的に審査を進めている。また、審査の過程で明らかとなった特別点検における共用設備の取扱いに関して、令和7年1月22日の原子力規制委員会において、供用開始からの経過年数を基準として特別点検の実施時期を判断するという考え方を明確化する審査基準等の改正を決定し、同審査基準等に基づく審査を進めている。</p> <p>・審査プロセスの更なる改善に関し、令和6年11月13日の原子力規制委員会において審査会合における主要な論点等の書面による事前提示を試行することを決定した。事業者からの申出を踏まえ、中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性に係るプラント審査において試行することとし、令和6年12月24日の審査会合以降、審査チームからの主要な論点等の書面事前提示を行い、事業者との認識共有の充実を図った。</p> <p>・試験研究炉等の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び担当指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、委員及び幹部への情報共有や議論を行った。審査会合においては、申請者に対して基準適合性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容を取りまとめた「まとめ資料」の作成を指示し、提出を受けたまとめ資料の内容を確認して、審査会合の中で基準適合性を判断する観点から必要な指摘を行った。審査チームからの指摘事項について、近畿大学原子炉(UTR-KINKI)の審査会合において書面で示し、相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行うなど、申請者との認識の共有の充実を図ることにより、論点等を明確にしてきた。新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、日本原子力研究開発機構(JAEA)原子炉安全性研究炉(NSRR)の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。</p> <p>・核燃料施設の審査については、日本原燃の審査が長期化している状況であった</p>		

	<p>め、以下のような取組を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 担当者間のみならず、担当部署の安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じる。 ✓ 審査会合においては、審議結果を文書化し、認識の共有化を図る。 ✓ ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行う。 <p>上記の取組を継続的に実施した結果、令和6年度は、耐震設計について、時間を要していた入力地震動の確認が終了し、建物等の評価結果の確認を進めており、また、耐震設計以外の設計の妥当性確認についても、標準的な説明の形が整理され、個別の条文の基準適合性について順次確認が進められるようになるなど、具体的な審査の進捗があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン加工事業者については、令和4年に意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持って審査を進めた。 ・輸送容器に係る設計承認・容器承認等に係る審査については、基準への適合性を確認する上で押さえるべき視点について、安全規制管理官、担当者において共通認識をもった上で、実効的な審査を進め、各申請に対して3ヶ月程度で審査結果を取りまとめ、設計承認について16件、容器承認について8件の処分を行った。 ・地震・津波等に関する審査については、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に実施した。また、地震・津波審査部門では3つのグループで審査を行っているため、グループ間で考え方の差異が生じないように原則週1回以上のペースで審査チームにおいて審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ効率的に審査を実施した。審査会合前に論点ごとの指摘事項を明確化した上で、担当委員、担当指定職と議論を行うことで、審査会合の効率的・効果的な運営を図った。また、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を図る取組を行った。特に、北海道電力泊発電所3号炉、日本原子力発電敦賀発電所2号炉における審査については、審査会合の場で文書化し、より確実な認識共有を図った。これらを実施することにより、日本原子力発電敦賀発電所2号炉の設置変更許可申請については、K 断層の活動性及び連続性に係る審査を実施し、許可しないこととする処分を行うことを決定した。また、中部電力浜岡原子力発電所3・4号炉の設置変更許可申請については、基準地震動及び基準津波について、審査チームにておおむね妥当な検討がなされたと評価し、その後のプラント審査の開始に繋げた。この他、北海道電力泊発電所3号炉(基準地震動、基準津波、火山事象等)、電源開発大間原子力発電所(基準津波等)等についてもおおむね妥当な検討がなされたと評価するなど、地震・津波等に関する審査については、大きく進捗した。
<p>イ ・審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、申請対象範囲、審査対象条文等を明確化するとともに、事業者と審査上の論点・指摘事項等についての認識の共有を図りつつ審査を実施したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉の審査については、審査対象条文を網羅的に整理・確認した上で、各条文への基準適合性について審査を行った。審査会合に先立っては、審査チームにおいて審査における論点、課題等に関する意見交換を行い、担当委員及び指定職との議論の上、指摘事項を明確にして会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行い、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。さらに、北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性審査では、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は指摘を行っただけでなく、審査会合を概ね月に1回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。 ・試験研究炉等の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び担当指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、委員及び幹部への情報共有や議論を行った。審査会合においては、申請者に対して基準適合性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容を取りまとめた「まとめ資料」の作成を指示し、提出を受けたまとめ資料の内容を確認して、審査会合の中で基準適合性を判断する観点から必要な指摘を行った。審査チームからの指摘事項について、近畿大学原子炉(UTR-KINKI)の審査会合において書面で示し、相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行うなど、申請者との認識の共有の充実を図ることにより、論点等を明確にしてきた。新規制基準の適合性審査におけ

		<p>る設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、日本原子力研究開発機構(JAEA)原子炉安全性研究炉(NSRR)の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当する指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。さらに、日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。 ・地震・津波等に関する審査については、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めると厳正かつ適切に実施した。また、地震・津波審査部門では3つのグループで審査を行っているため、グループ間で考え方の差異が生じないように原則週1回以上のペースで審査チームにおいて審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ効率的に審査を実施した。審査会合前に論点ごとの指摘事項を明確化した上で、担当委員、担当指定職と議論を行うことで、審査会合の効率的・効果的な運営を図った。また、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を図る取組を行った。特に、北海道電力泊発電所3号炉、日本原子力発電敦賀発電所2号炉における審査については、審査会合の場で文書化し、より確実な認識共有を図った。【再掲】
ウ	<p>・審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査業務マニュアルに加え、その内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高経年化審査部門の新設、3Sの影響確認に係る手続きの追加等に伴う実用炉審査部門・高経年化審査部門共用の審査業務執務要領の改正を行った。また、新規に配属された審査官等に対し、審査業務執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取り組んだ。 ・試験研究炉等の審査については、試験炉及び使用に係る審査業務の流れの更新を行った。現在は、研開炉、再処理及び廃棄を含め、次回更新に向け、必要な作業を進めている。また、原子炉等規制法等に定められている手続のうち、研究炉等審査部門が所掌する全ての手続を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用した。使用施設等に係る事例集について、試験炉関係では長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を整備しているところであり、使用関係では「立入りの防止」及び「自然現象による影響の考慮」に係る事例集を整備した。これら事例集について、令和7年3月17日に使用施設等を対象とした意見交換会で被規制者に紹介した。残りの事例集は令和7年度以降に順に整備する予定である。 ・令和5年に改訂した「審査業務の流れ」及び「核燃料施設審査プロセスマニュアル」に基づき、審査業務を実施している。今後も当該マニュアル等の改訂の必要な事項が生じた場合に改訂していく。
エ	<p>・原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。 ・第1四半期において2件、第2四半期において1件並びに第3四半期において3件を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。核燃料施設等としては、使用施設に関する検査気付き事項について適切に評価を実施し、深刻度(SLⅢ)と判定した。 ・法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイド等を用いて原子力規制検査結果を実施し、その結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。 ・新規基準に適合するための工事に係る使用前確認について、着実かつ厳格に確認を進め、リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター、東北電力女川原子力発電所2号機及び中国電力島根原子力発電所2号機について、新規基準の要求を満足していることを確認したことから使用前確認証を交付した。
オ	<p>・原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。</p>	<p>A</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であった。</p>
カ	<p>・放射性物質の取扱いを検討している者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、確実に対応で</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の方から管理下でない核燃料物質及び核原料物質(湧き出し)の取扱い等に係る相談を受けた際には、庁内関係課等と連携しながら、相談者の状況を踏まえつつ、丁寧にコミュニケーションを図りながら対応した。具体的には、管理下でない核原

	きたか。		<p>料物質に係る相談があったことから、現場の状況の確認、核原料物質の譲渡先との調整などを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の取扱いを検討している者からの連絡を受けた場合には、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当するか確認し、担当部署へ引き継ぐなど確実に対応を行った。 ・法律に基づく許可を受けていない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問い合わせに対して、関係部署間で連携して対応した。
キ	・湧き出しによって発見された核燃料物質の集約管理について、関係機関と打合せをする等検討を進めたか。	A	<p>利用実態のない核燃料物質のうち、核燃料物質を適切に管理することが難しい個人のもとで発見された核燃料物質(いわゆる「湧き出し核燃料物質」)に範囲を絞って、JAEAでの集約管理のスキーム構築のための検討を行い、その状況については、文部科学省と面談を行い、検討状況を共有した。また、JAEAの核燃料物質の保管施設の現地確認を実施し、核燃料物質の保管の容量等を確認した。さらに、JAEAに核燃料物質の保管を委託するための令和7年度予算を確保した。</p>
ク	・CNOとの意見交換やATENAとの面談等を通じ、事業者の自主的取組状況について確認を行うなどにより、自主的取組を促進することができたか。	A	<p>第19回CNO等との意見交換会(令和6年9月12日)において、事業者から能登半島地震に係る地震・津波分野及び発電所設備分野の検証について報告を受けた。また、原子力規制庁から指摘した可搬型設備を活用した自然災害時の安全対策の対応状況及び災害時における事業者の情報発信の対応方針について報告を受けた。</p>
ケ	・安全性向上評価届出制度の見直しについて、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の助言を踏まえ、運用改善に必要な規定類の改定を進めるとともに、中長期的な制度全体の見直しの検討を進めたか。	A	<p>安全性向上評価届出制度のあり方や運用の見直しについては、令和6年度第20回原子力規制委員会(令和6年7月17日)において、令和3年から制度の運用や海外の取組状況を調査し、基本部会で幅広く議論してきた結果が取りまとめられ、今後の検討の基礎となる助言に係る報告を受けた。その後、令和6年度第21回原子力規制委員会(令和6年7月24日)において、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の両会長と助言に係る報告書の内容について意見交換を行った。また、令和6年度第38回原子力規制委員会(令和6年10月16日)において、原子力規制庁から発電用原子炉施設の安全性向上評価制度の見直しの方針案の説明がなされ、委員間討議を実施し、令和6年度第55回原子力規制委員会(令和7年1月22日)において、令和6年度第38回原子力規制委員会の委員間討議を踏まえ、短期的な見直し事項として原子力規制庁が作成した関係規則・ガイドの改正案を了承するとともに、意見公募を実施することを了承した。【再掲】</p>
コ	・使用者等からの質問に対して、適切に対応するとともに、必要に応じて意見交換会や事例集を公開・更新等を実施し、理解啓発に取り組むことができたか。	A	<p>被規制者への安全規制に係る啓発を目的とした意見交換会について、使用施設等を対象とした意見交換会を令和7年3月17日に開催し、被規制者に対し事例集の紹介などを行った。</p>
サ	・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。	A	<p>第3四半期に発生した関西電力美浜発電所3号機における1次系冷却水クーラ海水系配管の微小孔及び減肉について、令和6年度第38回原子力規制委員会(令和6年10月16日)で、「原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル」に基づき、対応方針Bで対応することを了承し、令和6年度第63回原子力規制委員会(令和7年2月19日)にて報告を受けた。</p>
シ	・事故トラブル事象から得た教訓について、必要に応じ、被規制者向け情報連絡文書等により関係する被規制者に周知したか。	A	<p>事故トラブル事象には該当しなかったが、検査指摘事項等を踏まえ、NIN10「非常用ディーゼル発電機の潤滑油保有量に係る検査気付き事項並びに可搬式オイルポンプの駆動用燃料及び重大事故等対処設備の走行用燃料に関する検査指摘事項」を発出した。</p>
ス	・法令報告は「直ちに報」と「遅滞なく報」の2つの報告を求めているものの、「遅滞なく報」の中身については、原子力規制検査と重なる部分がある。それぞれの制度の趣旨について整理するとともに、論点について事業者等と意見交換を行ったか。	A	<p>令和6年度第49回原子力規制委員会(令和6年12月11日)において、法令報告の改善に関する現在の検討状況について報告を受け、今後の検討の進め方を了承した。令和7年度に法令報告の改善に向けた核燃料施設等の法令報告の改善案等について原子力事業者と公開会合を実施できるよう、令和7年3月に事業者との面談を行った。</p>
セ	・また、その結果を踏まえて規則等の改正の方向性をまとめることができたか。	B	<p>令和6年度第49回原子力規制委員会(令和6年12月11日)において、法令報告の改善に関する現在の検討状況について報告を受け、今後の検討の進め方を了承した。またこれまでの事業者との意見交換を踏まえて、庁内において検討を行い、改正の方向性について検討を進めたが、他業務とのリソース配分との兼ね合いから、論点を整理し、関係部署間での共通理解を得るに至らなかった。</p>
ソ	・「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明時の対応について、制度の改正の方向性を立案できたか。	B	<p>「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明時の対応については、その他の検討課題と同様に、令和6年度第49回原子力規制委員会(令和6年12月11日)において、法令報告の改善に関する現在の検討状況について報告を受け、今後の検討の進め方を了承した。またこれまでの事業者との意見交換を踏まえて、庁内において引き続き検討を行ったが、他業務とのリソース配分との兼ね合いから、論点を整理</p>

し、関係部署間での共通理解を得るに至らなかった。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3.11 報告第2章第2節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第2章第2節)	評価	A
---------------------------------	---	----	---

年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの
---------------	--

(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- ・安全研究を通じて最新知見を蓄積し、得られた研究成果を積極的に公表する。(I)
- ・規制上の技術的課題を効果的に解決するために、経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)等が行う国際共同研究へ積極的に参加する。(I)
- ・国内外の研究開発動向、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の情報を収集及び整理し、最新の科学的・技術的知見を抽出・分析する。何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見と判断される場合は、技術情報検討会において規制上の対応方針等を検討する。特に、国内外で発生する自然事象(例えば、令和6年能登半島地震)に対する最新知見等については、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し、また必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。(I)
- ・安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を活用し、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援(技術支援)を行う。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
・安全研究成果報告を取りまとめたか。NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。	A	・令和5年度に終了した5件の安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を令和6年6月に公表した。また、令和6年度に終了する安全研究プロジェクトの安全研究成果報告を、令和7年3月までに取りまとめることを予定している。NRA 技術報告を3件、NRA 技術ノートを5件、論文(査読有)を16件、会議プロシーディングス(査読有)を10件公表した。 ・技術基盤グループ内規の改正等を行い、技術文書の品質を確保しつつ内部手続きの合理化を図り、研究職が成果を公表しやすい環境を整えた。
・国際共同研究へ参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、知見を蓄積するとともに、国際動向に係る情報収集を行ったか。	A	OECD/NEA 等で行われているワーキンググループや国際研究プロジェクトに積極的に参加するとともに、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行い、諸外国が行っている規制・研究に係る情報を収集した。
・国内外の研究開発、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の情報を収集及び整理し、最新の科学的・技術的知見を抽出・分析したか。	A	技術連絡会において GENERIC ISSUES タスクフォース(GITF)を開催し、学会や国際会議への参加、IAEA や OECD/NEA の活動への協力などを通して収集した13件の最新知見を分析した。
・何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見等に関する情報については、技術情報検討会等において対応方針を検討したか。	A	収集した最新知見のうち、「要対応技術情報(案)」として技術情報検討会に報告する最新知見はなかった。
・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援その他情報提供等の支援を行ったか。	A	規制部等から依頼のあった技術的依頼46件について各研究部門への依頼状況の確認、依頼された内容の把握を行い遅滞なく対応した。また、依頼内容の明確化等について依頼元の関係各課との調整を実施した。

(② 安全研究の積極的な実施)

- ・「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(改正 令和元年5月29日原子力規制委員会決定)に基づき、規制上の課題を踏まえて安全研究の実施方針の策定を行うとともに、安全研究プロジェクトの評価を行う。(I)
- ・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和5年7月12日原子力規制委員会了承)等に基づき、安全研究を実施する。(I)
- ・研究テーマの適切性、成果の信頼性、技術文書のレベル等を向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努めるとともに、技術基盤グループが原子力規制庁内の技術支援機関(内部 TSO)として、その役割や在り方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進める。(II)
- ・規制上の課題の解決に向けて柔軟に対応していくため、リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組強化や外部の研究機関との連携強化を図る。(II)
- ・安全研究及び研究開発の動向や取組状況について原子力事業者等と情報共有した上で、意見交換を実施する。(II)
- ・新たな要素技術等やそのための原子力規制に対する国内外の最新知見を踏まえ、中長期的に安全研究として実施していく研究課題について、調査の体制整備等を含めた課題検討の枠組み作りを進める。(II)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
・基本方針に基づき、規制上の課題を踏まえ令和7年度以降の実施方針を策定したか。	A	令和6年度第18回原子力規制委員会(令和6年7月3日)において、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和7年度以降の安全研究に向けて)」を了承した。
・基本方針に基づき、安全研究プロジェクトの事前評価、中間評価及び事後評価を実施したか。	A	・令和6年度第17回原子力規制委員会(令和6年6月26日)において、令和5年度に終了した5件の安全研究プロジェクトの事後評価、令和8年度に終了予定の2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、了承した。 ・令和6年度第47回原子力規制委員会(令和6年12月4日)において、安全研究プロジェクトの評価の適正化、手順の明確化等のための評価実施要領の改正について、了承した。 ・令和6年度第51回原子力規制委員会(令和6年12月25日)において、令和7年度に開始する11件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、了承した。

ウ	・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究を進め、成果目標の達成に向けて着実に実施したか。	A	「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、研究部門における 17 件の安全研究プロジェクトについて、成果目標を明確にして令和6年度研究計画を作成していることを確認し、また、これらをスケジュールどおりに遂行していることを確認した。研究計画は令和6年10月11日に公表した。
エ	・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、質の高い安全研究を行うための取組を行ったか。	A	令和6年度、安全研究プロセス改善会議を3回開催し、安全研究プロジェクトの評価実施要領と安全研究の実施方針の策定に向けた庁内プロセスを改正した。
オ	・内部 TSO としての役割や在り方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進めたか。	A	内部 TSO としての基盤グループの役割や在り方について IAEA が定める指標に沿って整理した。令和6年12月に IAEA の TSO 会議で検討内容を発表し、各国の取組について情報収集を行うとともに、IAEA が開発した自己評価ツールを用いた評価実施に向けた検討を行った。
カ	・リスク評価研究等の分野横断的な研究課題への取組を強化したか。	S	・外的事象 PRA について、研究部門の垣根を越えて若手職員を中心に取組を進めた。また、人工知能(AI)及び先進製造技術(AMT)の調査について、技術基盤グループ内で横断的な調査チームを設置し、調査を実施した。さらにそれぞれの調査結果を NRA 技術ノートとして公表するとともに、第 68 回技術情報検討会(令和6年9月26日)で報告され、その概要について令和6年度第 39 回原子力規制委員会(令和6年10月23日)で報告を受けた。 ・技術基盤グループの自発的フィージビリティ・スタディ制度を創設し、分野横断的な研究であっても検討を開始しやすい環境を整備した。
キ	・外部の研究機関との連携を強化したか。	S	・従来の JAEA 原子力安全・防災研究所との定例会に加え、様々な課題や中長期的な連携についてより高い視点から意見交換すること等を目的として、JAEA 理事等とのハイレベルな会合を定期的に行うこととした。 ・令和6年度新たに「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」(補助金)を創設し、補助金事業を通して、大学等との連携を強化した。 ・大学等の外部研究機関との共同研究を行いやすくするため、共同研究に係る課題を議論する JAEA と合同での企画セミナーや、共同研究協定の改善に係る検討を行った。
ク	・安全研究及び研究開発の動向や取組状況について原子力事業者等と情報共有及び意見交換を実施したか。	A	・安全研究及び研究開発の動向や取組状況について、リスク情報活用及び経年劣化をテーマとした事業者との意見交換を令和6年度に8回実施した。 ・令和6年度第 62 回原子力規制委員会(令和7年2月12日)において、意見交換の実施状況について報告を受けた。
ケ	・中長期的に安全研究として実施していく研究課題について、調査の体制整備等を含めた課題検討の枠組み作りを進めたか。	A	・中長期的な安全研究について、委員や原子力規制部等との意見交換を経て、技術基盤グループの研究課題として取りまとめるため、「現在及び今後の規制課題を踏まえた安全研究実施に係る庁内プロセス」を1月に改正した。また、同文書に基づき、令和7年度の実施方針について議論を行った。 ・さらに、将来導入が見込まれている次世代革新炉に関して、その情報収集等の体制を構築するため、機構定員として2名の定員増を確保した。

(③ 規制基準の継続的改善)

- ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制への反映に係る検討を行う。(I)
- ・令和6年能登半島地震に関する知見の収集を進め、規制への反映に係る検討を行う。(II)
- ・令和4～6年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- ・国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や海外規制動向等の情報を収集・調査し、国内規制対応の要否の観点からスクリーニングを行う。(I)
- ・スクリーニング結果について関係部署の職員とスクリーニングに関するワーキングを行い、技術情報検討会にて結果を報告する。(I)
- ・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る(II)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制上の取扱いに係る判断を行うことができたか、または、その判断に向けた検討を進めることができたか。	A	東京電力福島第一原子力発電所の原子炉補機冷却系の汚染に関する調査・分析から得られた知見(以下「RCW 汚染に関する知見」という。)について、令和6年度第 13 回原子力規制委員会(令和6年6月5日)において、BWR 事業者等の事故時手順における当該知見の反映状況について報告を受けるとともに、RCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いの考え方を了承した。 引き続き、RCW 汚染に関する知見を含め、福島第一原子力発電所事故に関する事業者等の取組をフォローアップし、必要に応じて原子力規制委員会において報告を受けることとしている。 また、原子力規制庁は東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見のうち、今後検討するとしていたものについて、これまでの審査実績の蓄積を踏まえ、再検討した結果と今後の対応案について、第 71 回技術情報検討会(令和7年3

		月 27 日)において報告を受けた。
イ	・令和6年能登半島地震の知見の収集を進め、技術情報検討会で議論を行い、規制への反映に係る検討を進めることができたか。	A ・令和6年能登半島地震による志賀原子力発電所の変圧器故障について、令和6年度第 13 回原子力規制委員会(令和6年6月5日)においてトピックスとして報告を受けるとともに、令和6年度第 27 回原子力規制委員会(令和6年8月 28 日)において、第 66 回技術情報検討会(令和6年7月 25 日)において事業者等から聴取した故障原因及び今後の取組について議論した結果について報告を受けた。引き続き、原子力規制検査において事業者の保安活動を監視する。 ・令和6年能登半島地震の知見に関して、第 67 回技術情報検討会(令和6年9月3日)において、日本海側の海域活断層の長期評価—兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖—(令和6年8月版)及び令和6年能登半島地震に関する現地調査報告に関する議論を行った。
ウ	・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	A ・令和6年度第 19 回原子力規制委員会(令和6年7月 10 日)において令和6、7年度民間規格の技術評価の実施に係る計画について了承した。 ・設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に向けて、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価に関する検討チーム第 6 回会合(令和6年6月 10 日)を実施し、技術評価書案を取りまとめた。 ・原子炉構造材の監視試験方法及び原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法の規格の技術評価に向けて、第1回原子炉構造材の監視試験方法及び破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チーム第1回会合(令和6年9月3日)、第2回会合(令和6年 12 月3日)、第3回会合(令和7年2月 21 日)を実施した。
エ	・国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や海外規制動向等の情報を収集・調査し、スクリーニングした結果を技術情報検討会に報告できたか。	A ・国内外から収集した事故・トラブルに係る情報について、141 件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において報告した。 ・スクリーニング結果に関するワーキングを6回実施し、原子力規制庁内関係者間で議論した。
オ	・スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会でその結果を報告できたか。	A ・第 65 回～第 71 回技術情報検討会を2か月に1回程度開催し(令和6年5月 30 日、7月 25 日、9月3日、9月 26 日、11 月 28 日、令和7年1月 30 日、3月 27 日)、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果を報告した。 ・2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において 11 件の検討結果を報告した。主なものは以下のとおり。 「原子力発電所の非常用電源系統の蓄電池の劣化加速」に関する事業者の対応(4回目)《第 65 回技術情報検討会において二次スクリーニングアウト》 非常用ディーゼル発電機の連続運転実績等に関する状況報告(6回目) 令和6年能登半島地震による変圧器故障に係る今後の対応方針(案)(2回目) 太陽フレアが原子力発電所に及ぼす影響に関して(第3報)(3回目) PWR1次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに関する事業者からの意見聴取結果について(5回目) サーマルスリーブのフランジ摩耗による制御棒固着に係る今後の対応(4回目)《第 70 回技術情報検討会において二次スクリーニングアウト》 電磁両立性(EMC)に係る事業者からの意見聴取結果について(5回目) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見の規制への反映に向けた検討結果
カ	・新規規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図ったか。	A ・審査実績を踏まえた再処理施設の事業指定基準の解釈等の要求内容の明確化及び記載の適正化について、庁内関係課との議論を通じて改正意図を明らかにし、原子力規制委員会での改正プロセスに着手するため、改正案を検討した。 ・長期施設管理計画の審査の過程で明らかとなった特別点検における共用設備の取扱いに関して、令和7年1月 22 日の原子力規制委員会において、供用開始からの経過年数を基準として特別点検の実施時期を判断するという考え方を明確化する審査基準等の改正を決定した。【再掲】

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第3節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 3 節)	価	
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

- ・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)
- ・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(II)
- ・事業者における品質管理体制について各種許認可制度を厳正かつ適切に運用する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査を実施し、令和6年度第7回原子力規制委員会(令和6年5月15日)に、令和5年度第4四半期の原子力規制検査等の結果について、第25回原子力規制委員会(令和6年8月21日)に、令和6年度第1四半期の原子力規制検査等の結果について、令和6年度第26回原子力規制委員会(令和6年8月21日)に、令和6年度第2四半期の原子力規制検査等の結果について、令和6年度第63回原子力規制委員会(令和6年2月19日)に、令和6年度第3四半期の原子力規制検査等の結果について報告を受けた。 ・令和6年度の新規検査官資格取得に向け、計19名の研修過程の調整を行った。 ・人材育成センターの令和6年度原子力全般の基礎知識Ⅱにて「運転経験の反映」の講義を行った(令和6年5月17日、11月15日)。 ・人材育成センターの令和6年度のPRA(検査)(令和6年4月22日)の講義を行った。 ・人材育成センターの令和6年度の原子力規制検査(演習)(令和6年11月5日)の講義を行った。 ・電力会社等の事業者と地元自治体等の関係機関との火災時等の連携強化を目的とした火災防護研修は、令和6年度には5地区(浜岡9月27日、横須賀11月13日、島根11月21日、玄海12月11日、高浜1月23日)で合計131人を対象に行った。 ・研修内容については、事業者と地元自治体の間で十分に意見交換が行われるよう、実際に起こりうる身近な火災等のテーマの設定、テーマごとで活発な議論となるようメンバーを調整した上での班編成、議論が十分にできるような時間配分の見直し等を行い、実務に活かせるよう、研修の実効性向上を図った。
イ	・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。 ・検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用したスクリーニングに基づき評価し、その結果、第1四半期において1件、第2四半期において1件、第3四半期において3件の指摘事項について重要度評価を適切に行った。 ・令和6年5月23日に日本核燃料開発株式会社の不十分な業務管理等によるセル負圧警報の計器単体校正等の点検の未実施及び不適切な検査記録等の作成事案等に係る重要度及び深刻度評価についてSERP会合を開催した。
ウ	・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の検査運用などを踏まえ、検査ガイド類の改正を行った。 ・令和6年度の検査運用などを踏まえたガイド改正に向け、検査官からの意見募集を行うとともに、公開の意見交換会合において事業者からの意見も踏まえつつ、作業を進めているところ。 ・検査制度に関する意見交換会合について、議題設定など調整を行いつつ、令和6年9月27日に開催した。
エ	・令和4年度第44回原子力規制委員会(令和4年10月12日)で報告を受けた「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」に基づき、着実に対応したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査における課題については、引き続き対応を進める課題において、短期に対応するものを中心に、適宜対応を進めた。 ・このうち、設計管理等に係る検査及び使用前確認の改善や使用前事業者検査の対象範囲の確認については、検査制度に関する意見交換会合において、検査のあり方等を事業者と議論した。なお、設計管理及び火災防護に係る検査については、米国原子力規制委員会(NRC)が実施している包括的エンジニアリング検査(Comprehensive Engineering Team Inspection)を参考とし新たな検査ガイド案を策定した上で、関西電力美浜発電所(令和6年度上期)及び関西電力高浜発電所(令和6年度下期)において試行的な検査を実施するとともに検査ガイドの改善に係る情報収集を行った。 ・また、PRAモデルの活用に関して、レベル1PRAモデルの適格性確認については、令和6年度第32回原子力規制委員会(令和6年9月18日)において、原子力規制検査で用いる柏崎刈羽原子力発電所7号機の確率論的リスク評価(PRA)モデルの適切性確認結果の報告を受けた。
オ	・事業者における品質管理体制について、各種許認可申請の審査を厳正かつ適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の中で原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則等への適合性を厳正に確認した。 ・申請者の品質管理体制については、審査の中で原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則等への適合性を厳正に確認した。 ・3条改正の施行に伴い事業変更許可申請書に追加された品質管理体制の整備に関

	<p>する事項について、事業変更許可申請に係る審査等において、設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法等についての確認を厳正に実施している。</p>
--	--

<p>施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 (3.11 報告第2章第4節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第2章第4節)</p>	<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの</p>		
<p>・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I) ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I) ・審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(II) ・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図る。(I) ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III) ・グレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I) ・廃止措置や廃棄物の処理が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I) ・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(III) ・福井県クリアランス集中処理事業について、福井県及び資源エネルギー庁との意見交換会合を踏まえ、現行規制上の技術的論点等について整理・検討する。(II) ・最終処分に係る安全研究の実施方針を定め、安全研究個票を作成する。(III) ・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースにおける取組を継続する。(I) ・高経年化した発電用原子炉施設の新たな規制制度の本格施行に向けて、準備行為期間中になされる長期施設管理計画認可申請等について、厳正かつ着実に審査を行う。(I) ・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集する。(II) ・高経年化した発電用原子炉施設の審査の進捗などを踏まえて、必要に応じ、新制度の概要を説明する資料やQ&Aの更新等を行い、高経年化した発電用原子炉の規制についての説明に努める。(I) ・開発・建設が検討されているリプレース炉について、事業者からの提案等を踏まえ、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。(III)</p>			
<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>	
<p>ア</p> <p>・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。</p>	<p>A</p>	<p>・審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスを記載し、四半期ごとに更新及び原子力規制委員会への報告を行い、審査状況・課題の明確化に資した。 ・外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。 ・試験研究炉等の審査については、半期毎に審査進捗状況表を更新し、原子力施設の審査状況・審査上における課題を原子力規制委員会定例会で確認し、審査状況の明確化を図った。 ・JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括本部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。 ・申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に担当部署内で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する作業を行った。 ・審査書の不適合事案を踏まえ、審査書作成段階において、申請書との整合をより確実にするための方策などは正措置を検討し、申請書、審査結果、基準等を整理した表を作成し、改善を図った。 ・審査進捗状況表について、原子力規制委員会で設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスの報告を受けた。 ・外部からの審査状況に係る教示依頼等に対して、審査進捗状況表を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。 ・審査の進捗や残っている審査上の論点について、令和6年度第1回原子力規制委員会(令和6年4月3日)、令和6年度第18回原子力規制委員会(令和6年7月3日)、令和6年度第35回原子力規制委員会(令和6年10月2日)及び令和6年度第52回原子力規制委員会(令和7年1月8日)にて報告を受けた。</p>	
<p>イ</p> <p>・業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。</p>	<p>A</p>	<p>・高経年化審査部門の新設、3S の影響確認に係る手続きの追加等に伴う実用炉審査部門・高経年化審査部門共用の審査業務執務要領の改正を行った。【再掲】 ・試験研究炉等の審査については、試験炉及び使用に係る審査業務の流れの更新を</p>	

	<p>行った。現在は、研開炉、再処理及び廃棄を含め、次回更新に向け、必要な作業を進めている。また、原子炉等規制法等に定められている手順のうち、研究炉等審査部門が所掌する全ての手順を対象に整備した、標準業務プロセス、チェックシートを着実に運用した。使用施設等に係る事例集について、試験炉関係では長期施設管理方針及び品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を整備しているところであり、使用関係では「立入りの防止」及び「自然現象による影響の考慮」に係る事例集を整備した。これら事例集について、令和7年3月17日に使用施設等を対象とした意見交換会で被規制者に紹介した。残りの事例集は令和7年度以降に順に整備する予定である。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年に改訂した「審査業務の流れ」及び「核燃料施設審査プロセスマニュアル」に基づき、審査業務を実施している。今後も当該マニュアル等の改訂の必要な事項が生じた場合に改訂していく。【再掲】 ・審査会合の運営業務の一部を外部業者へ依頼することとした。
<p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月7日)で了承した審査プロセス改善のための取組方針に基づき、審査プロセスの改善のため、審査チームからの指摘を確認する場を設け、必要に応じて文書化すること、事業者の地質調査等の方針・内容をあらかじめ確認し、早い段階から指摘するなど審査プロセスの改善を継続的に進めることができたか。 	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査プロセスの更なる改善に関し、令和6年9月12日に開催した主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会(CNO意見交換会)及び令和6年10月22日に開催した事業者との実務的な意見交換会において、事業者からの提案について議論を行い、令和6年11月13日の原子力規制委員会において審査会合における主要な論点等の書面による事前提示を試行することを決定した。事業者からの申出を踏まえ、中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性に係るプラント審査において試行することとし、令和6年12月24日の審査会合以降、審査チームからの主要な論点等の書面事前提示を行い、事業者との認識共有の充実を図った。 ・令和4年9月7日の委員会において了承された「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」に基づき、審査を着実に進めた。一例として、北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な効率的な審査の工夫を講じた。具体的には、公開ラップアップとして、審査会合の最後に新基準適合性審査チームからの指摘事項を確認し、相互の認識共有を図った。また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、概ね月に1回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。 ・試験研究炉等の審査については、審査を着実に進めていくため、令和6年度第42回原子力規制委員会(令和6年11月13日)で見直しを了承した審査の進め方に関する対応方針を踏まえ、審査チームからの指摘が共通理解となるよう文書化したものを提示する、事業者が資料準備に時間を要する審査項目について準備期間や対応方針を審査会合で確認する等を行った。 ・核燃料施設の審査については、審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当する指定職との議論の上で会合に臨んだ。また、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。さらに、日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。 ・具体的には、日本原燃の審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当部署の安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。ウラン加工事業者については、令和4年に意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持って審査を進めた。 ・審査会合前に論点ごとの指摘事項を明確化した上で、担当委員、担当指定職と議論を行うことで、審査会合の効率的・効果的な運営を図った。また、審査会合において、審査チームからの指摘事項等について審査会合の最後に相互の共通認識を図る取組を行った。特に、北海道電力泊発電所3号炉、日本原子力発電敦賀発電所2号炉における審査については、審査会合の場で文書化し、より確実な認識共有を図った。【再掲】

			<ul style="list-style-type: none"> ・重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数(2回程度)に関わらず柔軟に審査会合を開催した。また、委員の了解を得た上で、原子力規制庁職員のみで今後のスケジュールの確認のための審査会合を開催した。
エ	・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、円滑かつ効果的な運用を図ったか。	-	今年度新たにバックフィットを検討する事例はなかった。
オ	・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適切性確認を行ったか。	A	柏崎刈羽原子力発電所7号機のレベル1PRAモデルの適切性確認結果を9月18日の原子力規制委員会に報告した。現在、東北電力女川原子力発電所2号機のレベル1PRAモデル並びに関西電力大飯発電所3・4号機、九州電力玄海原子力発電所3・4号機、関西電力高浜発電所3・4号機及び九州電力川内原子力発電所1・2号機のレベル1.5PRAモデルを確認中である。
カ	・試験炉及び研開炉に係る指摘事項の重要度評価手法を作成できたか。	A	試験研究用原子炉等施設に関する検査指摘事項の重要度評価において、評価手法の一例を示す目的で「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の附属書10「核燃料施設等に係る重要度評価ガイド」を改正し、試験研究用原子炉等施設に係る検査指摘事項のスクリーニング手順等を示した。
キ	・施設の持つリスクに応じたグレーデッドアプローチを適用した検査手法開発のため、海外の情報等に基づき、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	A	令和5年度に原子力事業者と意見交換を行った結果等を踏まえ、試験研究用原子炉施設に関する検査指摘事項の重要度評価手法の検討を実施しており、その結果を踏まえて、「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の附属書10「核燃料施設等に係る重要度評価ガイド」を改正し、試験研究用原子炉等施設に係る検査指摘事項のスクリーニング手順等を反映した。
ク	・検査等に活用するに当たって、PRA評価の経験、議論等により、産業界、規制側の課題を抽出し、方針等を検討することができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> ・PRAモデルの適切性確認の中長期的課題のうち、特に重要な機器故障率については、令和6年6月20日にATENA及び電中研と面談し、原子力規制庁の気付き事項及び電中研の技術諮問委員会の指摘等に対し、3年をかけてデータ収集ガイドを逐次改訂し、それを産業界でレビューすることで、運用も含めて改善に取り組むことを聴取した。その状況と、検査評価においては国内の最新機器故障率を主として用いる方針について報告を受けた。 ・データ収集の実態を確認するために、令和6年4月2日及び4日に日本原子力発電と面談し、東海第二発電所を対象に機器故障データの収集状況を確認した結果、現行のガイドをそのまま遵守したことで、複数の故障が収集されていないことを確認した。この結果はデータ収集ガイドの改善状況の議論に活用した。 ・検査対象設備の選定にリスク情報を活用するため、重要事故シーケンスの上位約500をエクセル表にまとめ、スクリーニングを使った活用方法を令和6年5月22日の検査官勉強会で検査官に説明した。 ・事業者PRAモデルの適切性確認に係る規制側の課題や事業者への期待を令和6年11月12、13日に開催された電力中央研究所主催のワークショップで共有し、規制側の考えや要望について理解促進を図った。 ・令和6年度第57回原子力規制委員会(令和7年1月29日)において、リスク情報活用に関する議論の場の設置と、運転中保全(オンラインメンテナンス)の現場実証を了承した。
ケ	・グレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・試験研究炉等について、JAEA原子力科学研究所高速炉臨界実験装置(FCA)の使用済燃料の処分方法の変更に係る設置変更許可及び大洗原子力工学研究所(南地区)高速実験炉原子炉施設(常陽)のRI生産用実験装置の追加等に係る設置変更許可の処分を行った。 ・JAEA原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設及び大洗原子力工学研究所廃棄物管理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の処分を行った。 ・JAEAの各拠点の責任の明確化等の組織改正に係る保安規定変更認可申請(全15件)について品質マネジメントシステムの体制維持や職務の継承等について審査で確認し、認可の処分を行った。 ・JAEA大洗原子力工学研究所(北地区)高温工学試験研究炉(HTTR)、大洗原子力工学研究所(南地区)高速実験炉原子炉施設(常陽)、近畿大学原子炉(UTR-KINKI)及び京都大学臨界実験装置(KUCA)の設計及び工事の計画の認可並びに原子力科学研究所原子炉施設、青森研究開発センター、大洗原子力工学研究所(北地区)、大洗原子力工学研究所(南地区)、京都大学複合原子力科学研究所及び近畿大学原子力研究所の保安規定変更認可の処分を行った。 ・核燃料物質使用施設において、該当施設7件及び非該当施設22件の(変更)許可(承認)、保安規定変更認可3件(JAEA組織改正除く。)並びに非該当施設における

		<p>合併認可2件の処分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設の審査については、日本原燃の審査が長期化しているため、担当者間のみならず、担当部署の安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。審査会合においては、原子力規制庁からの指摘事項を文書化し、認識の共有を図っている他、ヒアリングでは事業者に対応が必要な事項に関する認識を確認する時間を設ける等の工夫を行った。さらに、日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。ウラン加工事業者については、令和4年に意見交換会等を行い整理した「審査の考え方」に基づき、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した上で、効率的な審査が実施できるよう共通認識を持って審査を進めた。【再掲】
コ	<p>・廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用炉の審査については、中国電力島根原子力発電所1号炉の廃止措置段階の第2段階への移行に係る廃止措置計画認可申請及び中部電力浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置段階の第3段階への移行に係る廃止措置計画認可申請に対して認可処分を行うとともに、東京電力福島第二原子力発電所における乾式貯蔵キャスクの設置について、審査会合等により審査を行った。 試験研究炉等については、原子力機構バックエンド対策監視チーム会合を2回開催し、JAEA によるバックエンド対策について、組織改正後においても JAEA 全体のバックエンド対策の維持・強化に資するものか確認を行うとともに、JAEA による廃止措置が安全・確実に行われるよう監視した。 JAEA 新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画変更認可及び保安規定変更認可並びに原子力科学研究所材料試験炉(JMTR)の廃止措置計画変更認可の処分を行った。 もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合を5回開催し、令和6年10月に申請されたナトリウム設備の搬出、ナトリウム設備の解体着手準備等に係る廃止措置計画変更認可申請及び保安規定変更認可申請について確認し、認可の処分を行った。また、ナトリウム搬出に向けた準備や国土地理院から公開された活断層図を踏まえた事故時の対応体制等を確認した。 JAEA 廃棄物埋設施設の保安規定変更認可及び中部電力浜岡発電所1、2号炉に係るクリアランス認可の処分を行った。日本原電東海低レベル放射性廃棄物埋設事業所の事業許可申請について審査基準への適合性確認を進めている。日本原電敦賀発電所1号炉に係るクリアランス認可申請について補正申請後に審査を再開する見込み。 非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められることを確認し、1件の廃止措置計画認可の処分を行った。 複数の使用施設等を有する事業所の部分廃止や設備の一部廃止、一部サイト開放に係る制度上の課題について、まずは整理を行っているところ。 検査については、JAEA もんじゅ、ふげん、東京電力福島第二原子力発電所、日本原電東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査を実施し、事業者の保安活動を監視した。また、政令第41条非該当使用者に係る廃止措置終了確認についてチーム検査を実施し、廃止措置終了確認証を交付した。
サ	<p>・東海再処理施設について、設備のトラブル等により計画的にガラス固化処理が進まないことを踏まえ、適時適切に監視チーム会合等を開催し、リスク低減に向けたガラス固化処理等の廃止措置の実施状況を監視・指導したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設の審査については、令和6年5月に申請された JAEA 東海再処理施設の性能維持施設・放出管理目標値の見直しや系統除染等に係る廃止措置変更認可申請を、東海再処理施設安全監視チーム会合において議論を進めているところ。 東海再処理施設安全監視チーム会合を6回開催し、高レベル放射性廃液のガラス固化処理状況、低放射性廃棄物処理技術開発施設における実証プラント規模試験に向けた取組状況、高放射性固体廃棄物貯蔵庫の貯蔵状態改善に向けた取組等の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう監視をした。また、拠点組織の組織改正後においても廃止措置を適切に行われる体制が維持されることを確認した。引き続き廃止措置を監視する。 東海再処理安全監視チーム会合出席に加えて、面談において廃止措置に係る保安活動の実施状況を確認した。
シ	<p>・福井県クリアランス集中処理事業について、福井県及び資源エネルギー庁との意見交換会合を踏まえ、現行規制上の技術的論点等について整理・検討したか。</p>	<p>A</p> <p>令和6年度第2回原子力規制委員会(令和6年4月10日)において、福井県クリアランス集中処理事業に係る意見交換会合の結果及び今後の対応について報告を受け、令和6年度第57回原子力規制委員会(令和7年1月29日)において、令和6年度第2回</p>

		<p>原子力規制委員会にて提示された技術的な論点に対する原子力規制庁の具体的な対応方針を了承した。</p> <p>また、クリアランス集中処理事業で用いられることが想定される溶融クリアランスに関する調査・研究を含んだ安全研究の実施方針を定め、令和6年度第 18 回原子力規制委員会(令和6年7月3日)において、了承し、関連する安全研究個票を令和6年度第 51 回原子力規制委員会(令和6年 12 月 25 日)において了承した。</p>	
ス	<p>・令和5年度の検討成果を踏まえて令和7年度以降の安全研究の実施方針を定めたか。また、審査部門と連携し、原子力規制委員会として新規研究分野である最終処分に係る今後行うべき研究内容及びその年度展開を検討し、安全研究個票として取りまとめたか。</p>	A	<p>最終処分の安全確保に係る安全研究の実施方針を定め、令和6年度第 18 回原子力規制委員会(令和6年7月3日)において、了承し、安全研究個票を令和6年度第 51 回原子力規制委員会(令和6年 12 月 25 日)において了承した。</p>
セ	<p>・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 間の相互影響を踏まえ、連携して審査及び検査を適切に実施したか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを着実に運用した。あわせて、事業者との間で影響評価の視点の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。また、業務内容や相互影響に係る教育を検査官会議(6月開催)、原子力安全審査セミナー(12月開催)等において実施した。 ・核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、面談に参加するなどして連携して確認を行った。また、許認可に係る申請等を受理した際に申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置室に遅滞なく共有し、連携できた。 ・3S の連携の強化のため、関係課で定期的に打合せを実施し、情報共有に努めた。 ・令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月 25 日)で報告を受けた「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースに係る実務」及び令和6年度第 13 回原子力規制委員会(令和6年6月5日)で報告を受けた「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける相互連携の強化」を踏まえ、安全に係る申請等がなされた際には、核セキュリティ及び保障措置の影響を庁内関係課等で適切に情報共有させた。 ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化を目的とした庁内関係課等との打合せや事業者との面談に安全審査官等を出席させ、必要な情報共有を行った。 ・第1回検査官会議(令和6年6月開催)において、保障措置室からは情報提供を、検査グループからは、日本原燃再処理施設における SG 照明消灯事象に対する是正措置の確認の進め方を説明した。また、第3回検査官会議(令和6年 12 月開催)において、保障措置室と核セキュリティ部門の参加を得た上で3S連携に係る最近のトピックを説明した。 ・関係部門間の定期的な打合せ(令和6年6月 18 日、9月6日及び 12 月 17 日)において情報共有された事案(核物質防護と原子力安全の相互影響)について、個別に協議するなど、より緊密に連携を図った。 ・令和5年4月に原子力規制委員会で報告を受けた3S インターフェースの取り組み強化に係る今後の対応方針を踏まえ、3S に係る影響評価の情報共有・確認方法等を整理するとともに、定期的に3S 関係部署による意見交換等を実施し、日々改善を行いながら3S に係る取り組みの強化に努めた。 ・また、日本原燃から保安規定に3S 連携に係る規定を追加させる申請があり、審査の中で日本原燃における3S インターフェースに係る取り組み状況、今後の対応方針等について確認しつつ、令和6年6月に認可した。
ソ	<p>・高経年化した発電用原子炉の安全性について、「準備行為期間中における長期施設管理計画認可申請等の審査の進め方」(令和5年 11 月 8 日原子力規制委員会了承)に基づき、厳正かつ着実に審査を実施したか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・高経年化審査部門及び高経年化審査担当管理官を設置するなど、高経年化した発電用原子炉に係る審査の体制を強化し、着実に審査を実施した。【再掲】 ・長期施設管理計画の認可については、限られた時間の中で多数の案件を並行して審査するために、計画的に審査を進めている。また、審査の過程で明らかとなった特別点検における共用設備の取扱いに関して、令和7年1月 22 日の原子力規制委員会において、供用開始からの経過年数を基準として特別点検の実施時期を判断するという考え方を明確化する審査基準等の改正を決定し、同審査基準等に基づく審査を進めている。【再掲】 ・実績として、令和6年度においては、令和6年5月 29 日に関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉の運転期間延長認可、6月 26 日に大飯発電所3号炉及び4号炉の長期施設管理計画の認可、10月 16 日に高浜発電所1号炉及び四国電力伊方発電所3号炉の高経年化技術評価に係る保安規定変更認可を行うなど、運転期間延長認可2件、

			保安規定変更認可4件、長期施設管理計画認可 11 件の処分を行った。
タ	・運転開始から 60 年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集したか。	A	・IAEA の経年劣化管理教訓集プログラム (IGALL) のワーキンググループに参加し、各国規制機関の専門家と劣化管理の規制に係る情報交換を行った。(6月 18 日～21 日:ウィーン、10月 22 日～25 日:マドリッド) ・仏国の規制機関である ASN と、長期運転や高経年化対策に関する技術的な意見交換を行った。(5月 27 日:ASN-NRA Technical Exchanges between Inspectors@日本)
チ	・新制度の概要を説明する資料やQ&Aの更新等を検討し、高経年化した発電用原子炉の規制についての説明内容の拡充を行ったか。	A	高経年化した発電用原子炉施設の新制度に関して、説明資料やQ&Aに基づき、海外規制機関や自治体、報道関係者からの問合せに随時対応した。
ツ	・リプレース炉について、その熟度に応じ、事業者との意見交換を行い、技術上の論点等を整理できたか。	A	・CNO 等との意見交換会(令和6年9月 12 日)において、事業者から SRZ-1200 を題材とした設計の概要と予見性が十分でないと考えた事項の提示があり、これらの技術的な意見交換を行いたい旨の提案があった。 ・令和6年度第 32 回原子力規制委員会(令和6年9月 18 日)において、CNO 等との意見交換会の結果報告を受け、建替原子炉に関する事業者との意見交換について、実施体制などを整理した上で、改めて原子力規制委員会に報告するよう指示し、令和6年度第 36 回原子力規制委員会(10月9日)において、建替原子炉の設計に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会の設置について了承した。 ・令和6年 12 月9日、令和7年3月 18 日に意見交換会を実施した。
テ	・事業者との意見交換の結果を踏まえ、必要に応じて、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討したか。	-	今後開催される事業者との技術的な意見交換の内容を踏まえて、規制のあり方を検討していく。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
施策毎の評価		(1)原子炉等規制法に係る規制の実施	定性指標 B(S評価:1、A評価:12、B評価:2)	定量指標 A評価:3
		(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A(S評価:2、A評価:18)	-
		(3)改正原子炉等規制法の着実な施行	A(A評価:5)	-
		(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A(S評価:1、A評価:16、評価なし:2)	-
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施				
ア	S	審査会合の最後に指摘事項を双方で確認し、必要な場合には文書化し、共通理解を得ること、地質調査等については手戻りとならないよう早い段階から指摘を行う等の審査プロセスの改善を進め、審査が長期化している泊、敦賀、浜岡発電所の新規規制基準適合性に係る基準地震動・基準津波等の審査、及び日本原燃再処理事業所の設工認の審査において大きな進捗が見られたため、「S」とした。	引き続き、設置変更許可、設計及び工事の計画認可、廃止措置計画認可等の審査について、「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年9月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ着実に審査を実施する。	
セ	B	本検討については、他業務とのリソース配分との兼ね合いから、論点を整理し、関係部署間での共通理解を得るに至らなかったため「B」評価とした。	令和6年度第49回原子力規制委員会(令和6年12月11日)において、法令報告の改善に関する今後の検討の進め方について報告を受け、検討の進め方について了承しており、原子力規制庁が事業者と公開会合を行った後の令和7年度中に今後の改正の方針を議論する予定である。	
ソ	B	本検討については、他業務とのリソース配分との兼ね合いから、論点を整理し、関係部署間での共通理解を得るに至らなかったため「B」評価とした。	令和6年度第49回原子力規制委員会(令和6年12月11日)において、法令報告の改善に関する今後の検討の進め方について報告を受け、検討の進め方について了承しており、原子力規制庁が事業者と公開会合を行った後の令和7年度中に今後の改正の方針を議論する予定である。	
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善				
②カ	S	人工知能(AI)及び先進製造技術(AMT)に係る調査は、当初計画に含まれていなかったが、国際的なAIへの関心の高まり等を踏まえた委員からの指示を受け、組織内に横断的な調査チームを作り、迅速に調査を実施し、短期間にNRA技術ノートとして公表するとともに、技術情報検討会で報告し、また、原子力規制委員会での概要について報告を受けたため、「S」とした。	人工知能(AI)については、情報を収集する仕組みを構築し、情報収集を継続するとともに、適宜、技術情報検討会に報告し、また、原子力規制委員会において報告を受ける。先進製造技術(AMT)について、学協会での検討状況をフォローするなど情報収集等を行っていく。	
②キ	S	従来のJAEA原子力安全・防災研究所との定例会に加え、様々な課題や中長期的な連携についてより高い視点から意見交換すること等を目的として、JAEA理事等とのハイレベルな会合を定期的に行うこととした。さらに、令和6年度新たに「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」(補助金)を創設し、同補助金事業を通して、大学等との連携を強化したため、「S」とした。	引き続き、JAEAとの会合を定期的に行い、様々な課題や中長期的な連携について、意見交換を行っていく。また、「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」(補助金)を通して、大学等との連携を強化していく。	
(3)改正原子炉等規制法の着実な施行				
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応				
ク	S	PRAの機器故障率が抱える課題については、リスク情報を活用する立場から極めて基本的なものであり、旧原子力安全委員会や旧保安院等でも様々な議論がなされていたものの、長年の間規制側と産業界の間で各課題がどうあるべきかの共通認識に至れず、原子力規制委員会発足後も、機器故障率算出に必要な故障データの収集のあり方等について個別事業者との議論に留まっていた。これを産業界の問題としてCNO等との意見交換会で議論を行い、産業界の海外専門家レビューを経て、課題の特定と改善、規制側と産業界の間での情報共有が進みつつあり、原子力規制庁より、検査において最新の国内機器故障率を主として活用する旨の報告がなされ、PRAの活用を進めていくこととし、長年停滞していた議論を前進することができたため、「S」とした。	引き続き、リスク情報の活用について、その対象範囲を拡大すべく、産業界との意見交換を進めながら検討を進めていく。	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和6年度マネジメントレビュー(第2回)(令和6年度第66回原子力規制委員会(令和7年3月5日)) 令和6年度原子力規制委員会年次報告(令和7年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
達成すべき目標(アウトカム)	(1)核セキュリティ対策の推進 ・改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げ、その定着を図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 ・放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。 ・国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。 (2)保障措置の着実な実施 ・日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。 ・我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化 ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置は、それぞれの対策が相互に影響する可能性があることから、互いの業務に係る情報の共有や調整に係るルール及びその運用を継続的に改善する。					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,334	4,415	4,953	5,034	4,817
	補正予算(b)	0	1,354	126	564	978
	繰越し等(c)	0	▲1,330	1,203	▲440	▲427
	合計(a+b+c)	4,334	4,169	6,282	5,158	5,368
	執行額(百万円)	4,212	4,049	6,043	4,960	5,254

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
(1) 核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) (アウトカム指標)	—	0件	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
	0件	0件	0件	0件	0件			

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進	評価	B
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)</p> <p>・東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、重点項目に基づく検査を実施する。(I)</p> <p>・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させるとともに、令和6年度より日常検査を開始する。また、原子力規制事務所と本庁との効果的な連携を図っていく。(II)</p> <p>・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)</p> <p>・核物質防護に係る現行の規則や審査基準等、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(II)</p> <p>・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査を通じて実施状況に係る知見を収集し、今後の課題について検討を行う。(II)</p> <p>・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討を進め、事業者における改善策の確認を進める。(II)</p>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	・核物質防護に係る原子力規制検査(東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に基づく検査を含む)及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。	A	<p>・原子力規制検査(情報システムセキュリティ対策を除く。)を 79 件実施し、令和6年度第 26 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年8月 21 日)、第 46 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年 11 月 27 日)及び第 64 回原子力規制委員会臨時会議(令和7年2月 19 日)にて四半期ごとに結果報告を受けた。また、情報システムセキュリティ対策に係る原子力規制検査は 35 件実施し、そのうち情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等を踏まえて改正した核物質防護措置に係る審査基準(以下、「審査基準」という。)に基づき認可した核物質防護規定に基づく防護措置状況に係る検査を6件実施した。</p> <p>【第1四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西電力高浜発電所に対する物理的防護に関する指摘事項(重要度:緑、深刻度:SLIV) ・ 日本核燃料開発に対する物理的防護に関する指摘事項(重要度:-、深刻度:SLIII) <p>【第2四半期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力福島第二原子力発電所に対する物理的防護に関する指摘事項(重要度:緑、深刻度:SLIV) ・ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する物理的防護に関する指摘事項(重要度:緑、深刻度:SLIV) ・ 日本原子力発電敦賀発電所に対する物理的防護に関する指摘事項(重要度:緑、深刻度:SLIV) ・ 東京電力福島第一原子力発電所に対する情報システムセキュリティ対策に関する気付き事項(軽微な違反、(監視)) <p>【第3四半期】</p> <p>検査指摘事項なし</p> <p>・核物質防護規定の変更認可申請については、より多角的かつ多面的な視点で組織的に審査を推進した結果、55 件認可した。また、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威等を踏まえて改正した審査基準に基づき提出された同規定の変更認可申請は、21 件全ての認可を完了した。令和4年に原子力施設の情報システムセキュリティ対策に係る改正をした審査基準に基づき提出された核物質防護規定の変更認可申請の審査については、全 18 件中2件の認可を完了した。</p>
イ	・原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。	A	原子力発電所等において、核物質防護に係る検査や審査を通じ、核物質防護に係る措置を適切に実施することにより、特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えた。
ウ	・検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の定着に向けた継続的な改善につなげることができたか。	A	核物質防護に係る審査及び検査等の実績を踏まえ、今後の審査及び検査における着眼点を整理して、事業者連絡会(令和6年7月3日、令和6年 11 月 28 日及び令和7年3月 25 日)で事業者にも提示するなど、核物質防護に係る規制の定着に向けた活動を行った。
エ	・東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に基づく検査について、定期的に原子力規制委員会に報告する。	A	令和6年度第8回原子力規制委員会臨時会議(令和6年5月 15 日)、第 26 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年8月 21 日)、第 37 回原子力規制委員会臨時会議(令和6年 10 月 9日)及び第 64 回原子力規制委員会臨時会議(令和7年2月 19 日)におい

			て、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に基づく検査の報告を受けた。
オ	・原子力規制事務所に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施及びセーフティの検査官とのセキュリティに係る気づき等の情報共有などを通じて、核物質防護に係る原子力規制検査の継続的な改善につなげることができたか。	A	・原子力規制事務所の核物質防護対策官を通じて、原子力規制事務所職員に対する教育を実施するとともに、セーフティとセキュリティに係る気づき事項等の情報共有を図っている。 ・事務所長会議にて、セキュリティに係る気づき事項等の情報共有を図った。
カ	・原子力規制事務所の核物質防護対策官に所要の教育訓練を実施したか。	A	原子力規制事務所の核物質防護対策官に対し、四半期ごとに開催する核物質防護対策官会議(令和6年6月13日・14日、令和6年9月18日・19日、令和6年12月19日・20日、令和7年3月6日・7日)に合わせて、所要の教育訓練を行った。
キ	・日常的に原子力規制事務所核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門との連絡を緊密に行うとともに、原子力規制事務所での監視を通じて把握した核物質防護上の気づき事項等の情報を本庁のチーム検査でいかすなど、原子力規制事務所-本庁核セキュリティ部門間の連携を深化できたか。	A	・原子力規制事務所の核物質防護対策官と本庁核セキュリティ部門において、毎日の会議を通じて日常検査の気づき事項等を共有するなど、緊密に連携を図っている。また、本庁核セキュリティ部門の核物質防護対策官を定期的に派遣し、原子力規制事務所の日常検査を支援するなど、原子力規制事務所と本庁核セキュリティ部門との連携を深化させた。 ・情報システム防護におけるチーム検査では、原子力規制事務所の核物質防護対策官も同行し、日常検査等における監視状況を踏まえた検査を実施した。また、原子力規制事務所に常駐している核物質防護対策官が日常検査で覚知した情報システム防護に関する気づき事項を原子力規制庁内の核物質防護対策官に共有してもらうなど、密な連携を図った。
ク	・放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。	A	令和6年度の放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査について、年間計画の90事業所のうち、90業所に対して、計画的かつ効果的に立入検査を実施し、指摘、指導を行った。 ・立入検査を実施した事業所に対し、1週間以内に検査結果を通知するとともに、改善の必要性がある場合には、通知からおおむね1か月以内に事業所における改善状況を確認した。
ケ	・放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	A	令和6年度は計2回、当該定期講習の開催があった。事前に時期やカリキュラムの内容、受講者の要件等の確認を行うとともに、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。
コ	・核物質防護に係る現行の規則や審査基準、ガイド等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し必要な改善策の検討を行ったか。また、実際にこれら文書類の見直しを行ったか。	B	・核物質防護に関する現状の課題を洗い出し、核物質防護に関する取組をより効果的かつ効率的なものとするため、令和5年度に引き続き事業者との意見交換等を実施したものの、年度内の審査基準等の見直しには至らなかった。 ・IPPASでの助言・助言を踏まえ、国内規制の現状整理、国内規制とIAEA基準文書との比較、米国・英国等の海外状況調査等を実施し、対応の方向性を検討した。
サ	・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正に関して、検査を通じて実施状況等に係る知見を収集し、今後の課題について検討を行ったか。	A	・IAEAのIPPASでの助言を踏まえ、物理的攻撃とサイバー攻撃の複合型訓練も含めたサイバー攻撃対処訓練に関するガイドライン等を作成するため、サイバー訓練のあり方に関する事業者との意見交換を開始した。 ・IPPASでの助言を踏まえ、物理的攻撃とサイバー攻撃の複合型訓練も含めたサイバー攻撃対処訓練に関するガイドライン等を作成するため、サイバー訓練のあり方に関する事業者との意見交換を開始した。
シ	・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、事業者の改善対策の確認を行ったか。	A	核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討について、関係事業者が策定した改善計画を令和6年度第12回原子力規制委員会臨時会議(令和6年5月29日)で報告を受け、確認の視点を審査基準に反映する方針について了承した。今後、当該計画を踏まえた工事について、確認を進める予定である。

施策名	(2)保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。 (I) ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I) ・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・日・IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	日・IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEAが実施した令和5年の我が国における保障措置活動に関する報告(令

			和6年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。
イ	・指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	・指定機関における業務が確実に履行されるよう速やかな契約締結、予算の執行管理を行った。 ・令和5年度には指定情報処理機関が作成した計量管理報告に不備があり、過年度にも同様の事案が発生し、IAEA から指摘を受けているため、情報処理委託業務における品質マネジメントシステムの運用状況を確認すべく、指定情報処理機関への立入検査を実施し(令和7年1月)、その結果を令和6年度第 68 回原子力規制委員会(令和7年3月 12 日)において報告した。
ウ	・我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認しつつ、Japan Support Programme for Agency Safeguards (JASPAS)等の枠組みを活用して必要な支援を行った。さらに、欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)のトレーニングコース(令和6年4月)やアジア不拡散協議(ASTOP)(令和6年 10 月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)の年次会合(令和6年 11 月)、JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター主催の追加議定書及び大量破壊兵器物資識別に係るトレーニング(令和6年9月)、同センター主催の国内計量管理制度(SSAC)に係る国際トレーニングコース(令和6年 11~12 月)での日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースを強化すべく、互いの業務に係る情報の共有を緊密に行い、審査等及び検査等の業務を適切に行う。また、インターフェースにおける調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I)</p> <p>・原子力規制事務所の検査官による日常検査等や査察官による保障措置検査等において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のそれぞれの対策の相互影響を検出し、適切に対応できるよう本庁検査グループや核セキュリティ部門、保障措置室(六ヶ所保障措置センターを含む)、原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。</p> <p>(I)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について情報の共有を緊密に行うためのツール、運用の改善を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。その中で確認された課題について、関係者間で検討し改善策の共有を図れたか。また、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の担当者に対し、それぞれの業務内容や相互影響に係る教育を実施したか。	A	許認可申請等をグループウェア上で情報共有する仕組みを着実に運用した。あわせて、事業者との間で影響評価の視点の伝達や事業者側の気づき事項の共有を行う会議を1回開催した。また、業務内容や相互影響に係る教育を検査官会議(令和6年6月開催)、原子力安全審査セミナー(12月開催)等において実施した。【再掲】
イ	・本庁検査グループや核セキュリティ部門、保障措置室、原子力規制事務所間で緊密な情報共有が図れたか。	A	・グループウェアを活用し、原子力規制事務所と査察スケジュール等(期日、活動内容、参加者等)を共有した。これにより原子力規制事務所の検査官は査察等の計画を事前に把握することができ、保障措置活動の現場を確認することが可能になった。また、これにより、保障措置室と原子力規制事務所との間で新たな交流が生じ、より緊密な情報共有を図ることができるようになった。 ・原子力検査官(セーフティ・セキュリティ)から核物質防護上の情報提供がなされており、確認されたセキュリティ上の課題について、3Sに係る関係課室の定期的な会議でセーフティ上への影響を確認するなど、適切な対応を実施した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
施策毎の評価			定性指標	定量指標
	(1)核セキュリティ対策の推進		B(A 評価:11、B 評価:1)	A 評価:1
	(2)保障措置の着実な実施		A(A 評価:3)	-
		(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	A(A 評価:2)	-
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1)核セキュリティ対策の推進				
コ	B	IPPAS 指摘事項を踏まえての内部検討作業を優先したこと、改正案検討過程における事業者との調整に予想以上に時間を要したこと、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方に係る改正についても並行して検討したこと等により、年度内に審査基準及び記載要領の改正を達成できなかった。	令和7年度に事業者を対象とした意見聴取が完了し次第、速やかに改正案を委員会に諮る予定。	
(2)保障措置の着実な実施				
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化				

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和6年度マネジメントレビュー(第2回)(令和6年度第66回原子力規制委員会(令和7年3月5日)) 令和6年度原子力規制委員会年次報告(令和7年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
施策の概要	(1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の調査・分析 (3)放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
達成すべき目標(アウトカム)	(1)廃炉に向けた取組の監視 ・実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。 (2)事故の調査・分析 ・事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。 ・関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。 (3)放射線モニタリングの実施 ・事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	7,050	7,251	7,259	6,935	6,833
	補正予算(b)	672	662	493	79	0
	繰越し等(c)	▲384	85	▲0.2	889	117
	合計(a+b+c)	7,339	7,998	7,752	7,903	6,949
	執行額(百万円)	6,338	7,226	6,886	7,283	6,698

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
(2) 事故の調査・分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	5回	5回	6回	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	3回	6回	3回	3回		
	関係機関との調整(福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議)	—	—	—	—	2回	関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資するため。 (*開催回数については目標以下となったが、当該業務の進捗については計画に照らし順調であることからA評価としている。	A
		—	—	—	—	1回		

施策名	(1)廃炉に向けた取組の監視	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第1節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
・中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する取組の進捗状況を確認し、実現すべき姿に向けた目標が着実に達成するよう規制当局として東京電力に対して監視・指導を行う。またこれまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)			

- ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、福島第一原子力発電所の状況や廃炉作業の進捗に応じて、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施計画検査の基本方針に沿って実施する。(Ⅰ)
- ・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(Ⅱ)
- ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、固化や濃度管理への移行に向けた方針に基づく東京電力の取組を監視するとともに、必要な助言等を行う。(Ⅱ)

※₁・燃料デブリ本格取り出しの工法に関して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）及び東京電力と意見交換を行い、安全確保策のあり方に係る議論を進める。(Ⅲ)

※₂・これまでの東京電力福島第一原子力発電所に対する監視実績を踏まえ、リスクに応じてより一層効果的かつ効率的な検査・審査を実施していくための改善策の検討を行い、結論が得られたものから順次実施していく。(Ⅲ)

※₁令和6年度第20回原子力規制委員会(7月17日)での議論を踏まえ、新たに計画を追加。

※₂令和6年度第11回原子力規制委員会(5月29日)での議論を踏まえ、新たに計画を追加。

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2024年3月版)に示した実現すべき姿について、進捗状況を確認し、実現すべき姿に向けた目標が着実に達成されるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和6年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。	A	・特定原子力施設監視・評価検討会(以下「1F 検討会」という。)を5回開催し、中期的リスクの低減目標マップに示された目標に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。また、毎回の検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を継続的に行った。 ・特にリスクマップに示す目標については、5件に東京電力の対応に遅れがある状態を確認したが、遅れは1～2年であること、またリスクマップの主要な目的である2033年度までに実現すべき姿に対しては影響がないことから、引き続き東京電力の取組を監視・指導していくこととした。また、原子力規制委員会での議論を踏まえ、リスク低減活動の進捗を反映した更新版を作成した。
イ	・実施計画の変更認可申請に対する審査について滞りなく厳正かつ適切に実施できたか。	A	・実施計画の変更認可申請(セキュリティに関するものを除く)について、14件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(10件新規で申請を受理し、1件取下げ、現時点の審査中件数は13件)。 ・実施計画の審査にあたっては、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合を活用するとともに、申請内容に関連する施設の現地調査を行うなど、着実な審査のための取り組みを行った。
ウ	・令和5年度に発生したトラブル事案等を踏まえた事業者自らの改善状況の確認を含め、実施計画の遵守状況を検査を通じて確認することができたか。	A	・原子力規制事務所の検査官とテレビ会議等を通じて密に連絡をとることで、現場の状況の把握に努めるとともに、原子力規制庁から出張して所内電源A系停止及び免震重要棟における運転上の制限逸脱事案などの保安検査を実施した。 ・令和6年度第1四半期実施計画検査において、令和6年2月22日に発生した増設雑固体廃棄物焼却設備の水蒸気発生に伴う火災報知器作動事案及び同年4月24日に発生した所内電源A系停止及び免震重要棟における運転上の制限逸脱事案について確認した旨が、第25回原子力規制委員会(令和6年8月21日)にて報告した上で、軽微な違反(監視)と判断した。 ・上記を含めた令和5年度第3四半期以降、計4件のトラブル事案が頻発している背景要因については、第113回1F検討会(令和6年7月16日)にて議論し、トラブルに対する改善策がより実効性のある仕組みを伴ってなければならないことを指摘した。
エ	・これまでの実施計画に係る審査の実績等を踏まえ、合理的に審査を進めるために、実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	A	合理的な審査に向けて、具体的な規制要求の内容や実施計画の記載要領等を取りまとめた実施計画審査に係るガイドの策定に着手し、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合等を通じて検討を行った。
オ	・水処理二次廃棄物の固化方法決定に向けた取組、瓦礫等の濃度評価方法確立に向けた取組、固化や濃度管理への移行のために必要な分析が着実に進捗するように監視・指導することができたか。	A	1F検討会の場で東京電力から進捗状況を聴取するとともに、今後の進め方における留意点などを東京電力に指摘することで助言を行った。
カ	※ ₃ ・燃料デブリ本格取り出しの工法に関して、NDF及び東京電力と意見交換を行い、安全確保策のあり方に係る議論を進めることができたか。	A	燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保の在り方の議論を、特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合にて2回(令和7年2月4日及び同年3月5日)を行い、議論を開始した。
キ	※ ₄ ・審査又は検査の具体的な改善策について検討を進め、短期的に可能な改善策を実現できたか。	S	東京電力福島第一原子力発電所の審査及び検査の見直しについて、令和6年度第42回原子力規制委員会(令和6年11月13日)に今後の見直しの全体像について了承し、東京電力と公開の場において改善のための議論を第23回特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合(12月5日)及び第24回特定原子力施設の実実施計画の審査等に係る技術会合(令和7年2月4日)で行い、改善の全体像については第63回原子力規制委員会(2月19日)で了承した上で、短期的に実施するとして、原子力規制検査の重要度評価手法を実施計画検査に取り入れるための検査実施要領の改正を

第 68 回原子力規制委員会(3月 12 日)で了承した。

※₃ 令和6年度第 20 回原子力規制委員会(7月 17 日)での議論を踏まえ、新たに追加した計画に係る評価の視点を追加。※₄ 令和6年度第 11 回原子力規制委員会(5月 29 日)での議論を踏まえ、新たに追加した計画に係る評価の視点を追加。

施策名	(2)事故の調査・分析	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。	A	<p>・東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を6回実施した。</p> <p>・令和6年度第 15 回原子力規制委員会(令和6年6月 19 日)において、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ(2024 年版。以下「2024 年版中間取りまとめ」という。)を取りまとめた。</p> <p>・1号機非常用復水器による冷却機能が、事故初期の事象進展を緩和した要因や、その後冷却が不能となった原因、1号機シールドプラグの変形等の原因、1号機ペDESTAL下部で確認されたコンクリート損傷事象等に関する議論を行った。</p>
イ	・事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。	A	
ウ	・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信することができたか。	A	<p>2024 年版中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に4回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</p> <p><国外> 令和6年5月 28 日-31 日(放射線の遮蔽等に関する国際会議(SATIF-16))、9月 19 日-20 日(米国との意見交換(Forensics Meeting))、9月 23 日-25 日(OECD/NEA/FACE プロジェクト第5回会合)</p> <p><国内> 令和6年9月 11 日-13 日(日本原子力学会 2024 年秋の大会)</p>
エ	・事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取組を進めることができたか。	A	<p>事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めている N-ADRES 更改作業に協力し、掲載するデータの種別や量などシステムの仕様の検討に必要な情報を庁内関係課等と共有するとともに、フォルダ構成案等について提供した。また、データベースに掲載するデータの整理を進めた。</p>
オ	・国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか(会合に3回以上参加)。	A	<p>【再掲】</p> <p>2024 年版中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に4回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</p> <p><国外> 令和6年5月 28 日-31 日(放射線の遮蔽等に関する国際会議(SATIF-16))、9月 19 日-20 日(米国との意見交換(Forensics Meeting))、9月 23 日-25 日(OECD/NEA/FACE プロジェクト第5回会合)</p> <p><国内> 令和6年9月 11 日-13 日(日本原子力学会 2024 年秋の大会)</p>
カ	・連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか(福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回以上開催)。	A	<p>東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を8月に実施し、下記の項目について、関係者間で共有を図るとともに、議論を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ SGTS 配管の線量分布の測定作業のスケジュール調整 ➢ 1F 固体廃棄物における C-14 分析の方法についての意見交換 ➢ 3D レーザースキャナによる原子炉建屋内の測定データの情報共有に係る調整 ➢ 原子炉建屋内部で採取したサンプルの分析作業に係る調整 <p>(*)開催回数については目標以下となったが、当該業務の進捗については計画に照らし順調であることから A 評価としている。</p>

施策名	(3)放射線モニタリングの実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)		
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
<p>・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)</p>			

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
<p>ア</p> <p>・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表するとともに、一般利用者にとって分かりやすくするための見直しを行ったか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県近傍沿岸・沖合・外洋海域及び東京湾の海水、海底土のモニタリングを令和6年4月から実施するとともに、原子力規制委員会 HP で 562 件公開した。 ・モニタリングの結果については解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として四半期ごとに HP に公表した。また、これまで実施してきたモニタリングを総括し評価するための検討・作業を進めた。 ・東京電力をはじめとした各機関が実施する ALPS 処理水に関する海域モニタリング結果の妥当性について 41 回確認を行った。環境省と共同でALPS処理水に係る海域モニタリングの1年間の評価結果をまとめ、それを第 14 回 ALPS 処理水に係る専門家会議(令和6年 12 月 24 日実施)及び第5回海域環境の監視測定タスクフォース(令和7年2月 27 日実施)で報告した。 ・関係機関毎に公表されているデータの一元化を、環境放射線モニタリング情報ポータルサイトを通じて行い、利用者の利便性の向上を図る改善について検討を実施した。令和6年度、検索機能を追加等利便性の向上に向けて全面更新を行ったポータルサイトについて、使用していた背景と文字の色の組合せ及び環境放射線モニタリング結果のグラフ表示の一部について可読性向上を行いポータルサイトの修正を行った。
<p>イ</p> <p>※₅・ALPS 処理水の放出に係る我が国の海域モニタリングの国際的な透明性、信頼性の確保のため、IAEA による分析機関間比較(ILC)や追加的なモニタリングの取組に適切に対応したか。</p>	<p>S</p>	<p>ALPS 処理水に関する海域モニタリングについて、令和6年9月に岸田総理大臣(当時)と IAEA グロッシー事務局長で、IAEA の枠組みの下でモニタリングを拡充することで一致した経緯を踏まえ、当初の計画にはなかった追加的なモニタリングを行った。具体的には、時間的な制約があるなか、関係者との困難な調整を行い、令和6年 10 月及び令和7年2月に、IAEA 及び参加国分析機関の専門家が採取活動を実施する追加的なモニタリングを実現させた。</p>
<p>ウ</p> <p>・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストの更新については、入札を行い、福島県内での 20 台の更新作業を実施している。点検、校正、修理作業は計画的に行い、また、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月 19 日閣議決定)や設置場所の市町村からの依頼(移設、撤去、再設置等)に基づき、その対応を迅速に実施した(令和7年3月 31 日現在で 123 件)。さらに、稼働状況についても適切に監視を行った。 ・次世代モニタリングポストについては、委託業者との打合せ、文献調査、5社の事業者ヒアリング等を適切に行った。また、第1回有識者検討会を実施し、提案された計画で現状に問題無い旨のコメントがあった。試作した6機種について 12 月より順次フィールドテスト場に設置を行い令和7年1月上旬より測定を開始した。 ・サーベイメータの貸出台数を見直すため、福島県郡山市及びいわき市との調整を行い、貸出台数が 491 台(1,863 台のうち約 26%程度)の減となった。また、安定した貸出を維持するため、貸出を行っている3種類のサーベイメータの比較試験を行い、測定結果に有意な差がなかったことを結果としてまとめ、福島県に情報共有を行った。

※₅令和6年9月 20 日に IAEA と現行のモニタリングを拡充することで一致したなど、ALPS 処理水放出に係る我が国の海域モニタリングについて国際的な対応の必要性が高まっていることを踏まえ、計画の評価の視点を見直した。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため
施策毎の評価			定性指標
	(1) 廃炉に向けた取組の監視		A(S 評価:1、A 評価:6)
	(2) 事故の調査・分析		A(A 評価:6)
		(3) 放射線モニタリングの実施	A(S 評価:1、A 評価:2)
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 廃炉に向けた取組の監視			
キ	S	1F 審査・検査見直しについて、第 42 回原子力規制委員会(令和6年11月13日)に今後の見直しの全体像について了承を得つつ、東京電力と公開の場において改善のための議論を第 23 回 1F 技術会合(令和6年12月5日)及び第 24 回 1F 技術会合(令和7年2月4日)で行い、第 63 回原子力規制委員会(令和7年2月19日)に諮った上で、短期的に実施するとして原子力規制検査の重要度評価手法を実施計画検査に取り入れるための検査実施要領の改正に向けた作業を行った。これにより、原子力規制委員会から指摘されていた、1F 実施計画検査における実施計画違反の名称と原子力規制検査の検査指摘事項の名称の整合性を取るという課題を解消できるため、「S」とした。	・東京電力福島第一原子力発電所の審査及び検査の見直しにおいて、令和7年度に達成するものについて対応を着実に進める。 ・改正した実施要領を運用し、現場の状況の把握しながらリスクに応じた検査を実施し、併せて更なる改善点があるか検証する。
(2) 事故の調査・分析			
(3) 放射線モニタリングの実施			
イ	S	・ALPS 処理水に関する海域モニタリングについては、令和6年9月に当時の岸田総理と IAEA グロシー事務局長とで IAEA の枠組みのもとでモニタリングを拡充することで一致した。また中国との間では、日本は IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを行う用意がある一方、中国は日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることの認識を共有した。このような経緯を踏まえ、我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するために従来から実施していた分析機関間比較等の取組みに加え、IAEA と協力して追加的モニタリングを実施した。実施に際しては、実務上の課題に関する関係省庁間の調整状況に柔軟に対処しながら、短期間で必要な準備を迅速・的確に進めた。 ・この追加的モニタリングを速やかに着手したことにより、我が国の海域モニタリングデータのさらなる国際的な信頼性、透明性を高めることができ、当初の目標(IAEA による分析機関間比較や追加的モニタリングの取組に適切に対応)を上回る成果を得られたことから「S」とした。	我が国の海域モニタリングデータの信頼性及び透明性を確保するため、引き続き IAEA と協力して IAEA の枠組みで実施する海域モニタリングに取り組んでいく。

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和6年度マネジメントレビュー(第2回)(令和6年度第 66 回原子力規制委員会(令和7年3月5日)) 令和6年度原子力規制委員会年次報告(令和7年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	

令和6年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2024			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。 岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。 <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照) 国内外から収集した最新の科学的・技術的知見や規制の運用から得られた知見のうち、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。 医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。 <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。 発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討する。 <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアルや、通信ネットワーク等の設備を整備・運用し、継続的に改善する。特に、環境放射線モニタリングの関連システムについては、クラウド化等による効率化に向けた検討を進める。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。 原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。 原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。 <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。 緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。 					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	15,695	16,832	16,017	16,671	16,896
	補正予算(b)	5,015	3,436	4,436	4,962	6,294
	繰越し等(c)	694	1,161	▲850	▲1,971	▲3,472
	合計(a+b+c)	21,404	21,429	19,603	19,661	19,717
	執行額(百万円)	19,999	18,840	17,600	19,072	19,323

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)	5%	5%	5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
		8%	5%	5%	5%	5%		

	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和6年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。 (*北陸電力株式会社は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響による復旧作業等のため、当初令和6年2月に予定していた原子力事業者防災訓練を延期した。	A
		39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	39事業所/39事業所	38事業所/38事業所(*)	40事業所/40事業所		
	危機管理体制の整備・運用(RAMIS稼働率)	-	-	-	-	99.9%	緊急時に備え高い可用性を有する放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)を高い稼働率(99.99%)で運用することを目標とする。	A
		-	-	-	-	100%		
(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表)	365日分	365日分	365日分	366日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		365日分	365日分	365日分	366日分	365日分		
	放射線モニタリングの実施(地方公共団体職員等の緊急時モニタリングセンター要員に対する研修・訓練)	-	-	-	-	13地域/13地域	原子力災害の発生時には、国や地方公共団体等の要員で構成する緊急時モニタリングセンターを設置し緊急時モニタリングを実施する。緊急時に緊急時モニタリングセンターが円滑に機能するよう、地方公共団体等の要員を対象とした訓練を行う必要があるため、発電用原子炉施設が立地する全13地域において訓練を実施することを目標値とする。	A
		-	-	-	-	13地域/13地域		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(1) 放射線防護対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I) 放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての考え方を取りまとめる。(III) 			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	放射線審議会第161回総会(令和6年4月23日)、第162回総会(令和6年8月6日)、第163回総会(令和6年10月29日)、第164回総会(令和6年12月10日)、第165回総会(令和7年2月26日)を開催し、航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理に関する進め方、ICRP2007年勧告(実効線量係数等)の今後の進め方、自然起源放射性物質に関する現況、屋内ラドンの対応及び放射線防護に係る国際動向等を報告するなど、放射線審議会の調査審議に貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を行った。
イ	放射線審議会での審議内容を適切に反映して、岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方についての考え方を取りまとめられたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> 放射線審議会第161回総会(令和6年4月23日)を開催した際、国内の精油所のスケールやチタン産業等における副産物等に関する実態に即した被ばく状況を整理し、第162回総会(令和6年8月6日)を開催した際、我が国での屋内ラドンの対応の在り方を検討する上で必要な情報を収集し、放射線審議会における自然起源放射性物質及び屋内ラドンの対応の在り方についての審議に貢献した。 第163回総会(令和6年12月10日)では、審議会での議論を踏まえ、基本的考え方を取りまとめた新報告書の作成作業を進めることとなった。 第165回総会(令和7年2月26日)では、新報告書案(1章「はじめに」及び2章「自然起源放射性物質の特徴」)の内容や、4章「国内における自然起源放射性物質に対する対応」の論点に係る審議を行った。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3.11 報告第5章第2節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(2)放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I) ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等を進め、規制体系とその運用を継続的に改善する。(II) ・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討する。(II)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	許認可等申請について、審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行うこと等により、被規制者の補正対応に時間を要したものの等の47件を除き、令和6年度においては許認可等の処分を240件行った。また、原子炉等規制法の適用を受ける申請者に係る変更許可申請があった際には、当該申請についての情報を核セキュリティ部門に共有した。
イ	・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく規制に係るガイドの整備等の規制体系とその運用の継続的改善に資する検討を実施したか。	A	・審査ガイド等について、立入検査時や講演等の機会をとらえて、被規制者に対しても周知活動を行うとともに、平素の問合せを踏まえて所要の検討を実施したが、ガイドの改正等を行うにはいたらなかった。 ・なお、「短寿命放射性同位元素等の合理的な安全確保のための許可・信頼性担保・教育訓練等に関するガイドライン」に係る行政相談が1件あったが、その後当該ガイドラインに係る申請等はなかった。
ウ	・関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、医療分野で利用される放射性同位元素の保管、廃棄等に関する管理や規制の在り方について検討したか。	A	放射性同位元素等規制法の対象である非密封放射性同位元素を用いた医療機器の医療機関における取扱いについては、令和7年3月25日に医療法施行規則の一部が改正され、医療法の規制を受けることになったことから、医療法と放射性同位元素等規制法による二重規制を解消させるため、放射性同位元素等規制法の適用を受けないものを定める告示の改正作業を進めた。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3)原子力災害対策指針の継続的改善 (3.11 報告第5章第3節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第5章第3節)	評価	B
年度業務計画 (Plan)	(I)実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II)改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III)新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		
(3)原子力災害対策指針の継続的改善 ・緊急時対応技術マニュアル(RTM)について、事業者防災訓練等での活用を通じ、継続的な改善を行う。(I) ・原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I) ・屋内退避の対象範囲、実施期間等について検討チームを設置し、最も効果的な運用に関する検討を進める。(III) ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定時に示した、今後の主な検討課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(II) ・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I) ・令和2年度第26回原子力規制委員会(令和2年9月16日)において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、EALの本来あるべき姿(事故進展が非常に遅い場合にどういふことが起きるかと言ふことを含む。)について、議論を開始する。(III) ・重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者との議論を通じてEALの見直し方針を策定する。(II)			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	・事業者防災訓練時において緊急時対応技術マニュアルの利用を促進するため、新たに持続的な研修制度や利用者へのサポートを行う体制を構築し、マニュアル利用者の習熟度向上を図ったか。	A	緊急時対応技術マニュアル利用者向けeラーニングを研修・力量管理システム上に整備し、令和6年7月1日から全規制庁職員を対象としてeラーニング研修の通年受講を開始した。また、イントラネット上にユーザーフォーラムスペースを開設し、FAQやQAコーナーを掲載するなど、利用者へのサポート体制を構築した。
イ	・事業者防災訓練等において、緊急時対応技術マニュアルを活用したか。	A	令和6年度拠点運営・接続訓練の機会に、RTMを用い、その有効性の確認を行った。
ウ	・緊急時対応技術マニュアルの改善内容を抽出し、マニュアルに反映したか。	A	事業者防災訓練のうち伊方発電所での訓練を活用し、RTMの運用を検証した。マニュアルのうち、プラント状態に応じた被ばく線量の計算手法については、実効線量に加え、新たに甲状腺線量、骨髄線量及び空間線量率を用いる手法を検討し、マニュアルへ反映するべく作業を進めた。

エ	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	A	原子力災害対策指針等に示している原子力災害医療体制について、原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設に関する改正案を取りまとめ、令和6年度第31回原子力規制委員会(令和6年9月11日)において原子力災害対策指針等の改正を決定した。当該改正を踏まえ、原子力災害医療協力機関の公募に対し日本診療放射線技師会から申請があり、第62回原子力規制委員会(令和7年2月12日)において、日本診療放射線技師会を令和7年2月12日付けで指定することを決定した。
オ	・屋内退避の対象範囲及び実施期間、想定すべき事態の進展の形、屋内退避の解除又は避難・一時移転への切替を判断するに当たって考慮する事項について検討を進めたか。	S	・原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームをこれまで9回開催し、屋内退避の対象範囲及び実施期間、想定すべき事態の進展の形、屋内退避の解除又は避難・一時移転への切替を判断するに当たって考慮する事項について検討を進め、報告書を取りまとめた。 ・その過程で、同検討チームが行った中間まとめ等について、令和6年度第40回原子力規制委員会(令和6年10月31日)において、原子力規制庁から報告を受けた。
カ	・甲状腺被ばく線量推定体制の確立、推定方法の精緻化及びそれらの結果の活用等、今後の検討課題について、関係府省庁との連携の中で課題認識のすり合わせや役割分担の明確化等を進め、検討を進めたか。	A	令和5年度の甲状腺の被ばく線量推定方法等に関する検討結果、包括的な個人の被ばく線量推計等、今後の検討課題について、関係府省庁と意見交換を進めた。
キ	・モニタリングの技術的事項について有識者及び地方公共団体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。	A	・『品質保証』及び『不確かさ』の新規策定に必要な検討を行うため、策定方針について、令和6年9月9日及び令和7年1月28日の環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて技術的検討等を行った。 ・「放射性炭素分析法」「ヨウ素-129分析法」「放射性ストロンチウム分析法」の改訂案について、不確かさの取扱いに関する改訂の方針を検討し令和6年9月9日の環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて技術的検討等を行った。令和7年1月28日度下期の環境放射線モニタリング技術検討チームにて最終案の技術的検討等を行った。 ・「NaIシンチレーションスペクトロメータ機器分析法」について、改訂の方向性を取りまとめ、令和6年9月9日及び令和7年1月28日の環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて技術的検討等を行った。「緊急時における放射性ストロンチウム分析法」について、令和6年度はIAEAによる文書策定状況を確認した。
ク	・令和6年能登半島地震を踏まえ、通信の信頼性向上及びモニタリング体制の機動力の強化について検討を行い、必要に応じてモニタリングの体制強化を行ったか。	A	令和6年能登半島地震を踏まえた対応として以下の2つを行った。 ①通信の信頼性向上のため、島根県協力の下、実環境におけるLPWAを用いたモニタリングポストの運用試験事業を令和6年6月より開始した。 ②モニタリング体制の機動力の強化のため、マルチコプターを用いたモニタリングの導入の検討を開始し、検出器等の試作を行った。原子力規制庁は、緊急時モニタリングの取組み状況として、最先端の科学技術を取入れ、強靱できめ細かい放射線モニタリングシステムの構築に向けた「先進的モニタリングシステム構想」を取りまとめ令和6年度第38回原子力規制委員会(令和6年10月16日)にて報告を行った。
ケ	・EALに係る中長期的課題は、事故進展が非常に遅い場合等、新規制基準を踏まえた防護措置となるようオフサイトとオンサイトが一体となった検討が必要であり、また、同じ緊急事態区分におけるEAL間の深刻度合いの違い等、EALの本来あるべき姿の検討が必要となっている。このような状況を踏まえ、EALに係る中長期課題の議論を開始できるよう、論点を整理したか。	A	EALに係る中長期課題の論点の整理及び検討の方向性の確認を行い、令和6年12月18日にEALに関する課題に係る勉強会を実施した。
コ	・EALに係る中長期課題の検討の進め方について原子力規制委員会で確認したか。	B	令和6年12月18日にEALに関する課題に係る勉強会を実施した。EAL見直しに際し、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討」の結果の方向性が明確化したことから、それを踏まえ、本件の複数課題の検討の進め方を最終的に整理したが、事業者防災訓練や令和6年度原子力総合防災訓練の実施に係る業務など他業務とのリソース配分との兼ね合いから、原子力規制委員会で確認に至らなかった。
サ	・EALに係る中長期課題について、議論を開始したか。	A	令和6年12月18日にEAL見直しに関する課題に係る勉強会を実施した。
シ	・EAL会合において十分な議論が出来るよう、論点を整理したか。	A	再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、まず重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを決める等検討を進めた。
ス	・再処理施設のEALの検討の進め方について、原子力規制委員会で確認したか。	B	再処理施設のEAL見直しに関し、見直し方針に係る委員会報告やEAL会合に向け、まず日本原燃とEAL見直しに係る検討手順の整理のため、計2回の面談(令和6年4月11日、9月3日)により意見交換を実施したが、事業者による検討が停滞しており、原子力規制委員会で報告には至らなかった。
セ	・再処理施設のEALについて、EAL会合において十分な議論を行い、EALの見直し方針を策定したか。	B	再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、まず重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、

		事業者による検討が停滞しており、EAL 会合の開催及び EAL の見直し方針の策定には至らなかった。
ソ	・再処理施設の EAL の見直し方針について、原子力規制委員会で確認した承したか。	B 事業者による検討が停滞しており、原子力規制委員会での報告及び了承には至らなかった。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(4) 危機管理体制の整備・運用 (3.11 報告第5章第4節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第5章第4節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理を実施するとともに、次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年度中のシステムの完全切り替えに向け、更改を確実に実施する。(II)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、令和7年度の運用開始に向けて次期システムへの更改を確実に実施する。(I)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)を安定的に運用する。また内閣府の総合防災情報システムとの放射線モニタリング情報の連携を行う。(I)
- ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、クラウド化等による効率化の検討を進める。(III)
- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(II)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和5年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアルやインフラ等の整備・見直しを行う。(I)
- ・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(II)
- ・関係府省庁間の防災情報に係る連携の強化のため、原子力規制委員会及び内閣府の情報システムが収集している防災関連情報を連携するための検討を行う。(III)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等の在り方検討において訓練の在り方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和6年度の原子力事業者防災訓練が原子力事業者防災業務計画に基づき適切に実施されたことの確認及び令和5年度に実施された原子力事業者防災訓練の評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となる関連文書について、所要の改正等を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムを適切に維持・管理し、機器の故障及び回線不通等において、早期解決に至ったか。また、令和7年度中の次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステム更改に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・維持・管理に関する契約に関し、適切に契約手続きを実施しシステムの維持管理に努めている。また、契約については、適切に執行状況管理を実施している。機器の故障や回線障害が発生した時には、速やかに状況を把握し、必要な関係者との調整の上、自体の早期解決となるよう行動が出来ている。 ・システム更改に向けて、更改業者と週に1回程度のペースで打合せを行い、詳細仕様について必要なタイミングで必要な内容を固め続けている。また、更改に向けた設備整備について、上期ではデータセンターを対象に作業を行い問題なく作業を完了できた。また、下期ではERC、首相官邸の他、福島県高浜原子力防災センター等の一部のオフサイトセンターを対象に作業を開始し、予定通りに作業が完了できた。さらに、令和7年3月から福島県楢葉原子力災害対策センター等の作業を開始した。
イ ・緊急時対策支援システムを24時間365日稼働させ、維持・管理できたか。また、令和7年度の運用開始に向けて、次期システムへのシステム更改を確実に実施できたか。	A	現行の緊急時対策支援システムの維持・管理を問題なく行い、連続稼働を維持することができた。システム更改においては次期システムの設計・開発を実施し、令和7年度の運用開始に向けて予定通り完了できた。
ウ ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)を稼働率99.99%以上で稼働できたか。	A	放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)の運用保守を適切に行い、稼働率99.99%以上で稼働している。
エ ・内閣府の総合防災情報システムとの放射線モニタリング情報の連携を行ったか。	A	内閣府の総合防災情報システムとの放射線モニタリング情報の連携を行うため「令和6年度放射線モニタリングプラットフォームのうちデータ連携基盤等の設計・開発及び運用・保守業務」の契約を行い、データ連携基盤(API)をクラウド上に構築し、令和7年3月1日から運用を開始した。
オ ・環境放射線モニタリングの関連システムについて、令和4年度に実施した技術動向調査の結果を踏まえ、システム効率化の具体策を確定できたか。	A	環境放射線モニタリングの関連システムのシステム効率化の具体策を「放射線モニタリングプラットフォーム」の整備指針として取りまとめ、調達仕様書及び要件定義書案を作成した。令和6年度補正予算により、システム構築を事業化した。

カ	・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実にいったか。	A	放射線モニタリング情報共有・公表システムの安定的な稼働状態を維持するため、適切に保守運用を行い毎月システムの稼働状況を把握している。令和5年度までの運用で顕在化した課題2件について改修を行った。また、保守期限・サポート期限となる機材やミドルウェア等について交換、更新等の作業を実施した。
キ	・環境放射線モニタリングの関連システムについて、コスト削減や更なる可用性の向上に寄与するよう、クラウド移行を進めるための計画を立案し、それらの計画について関係自治体と合意を形成したか。	S	クラウド移行を進めるための計画を「放射線モニタリングプラットフォーム」の整備方針書として取りまとめ、関係自治体との合意を形成すべくワーキンググループ会議を行っている。既に合意を得て令和7年度に参入を希望する自治体については令和6年度補正事業として調達中である。
ク	・様々な事態進展に対し適切な防護措置を判断するための課題を抽出し、課題に対する対応策を検討した上で、訓練においてその有効性を確認したか。	A	・防護措置の具体的な運用に関する課題を抽出するため、緊急時対応に幅広い知見を有している JAEA/NEAT との連携会議を設置するとともに、JAEA/NEAT 及び ERC 各機能班等との自由討議をこれまで4回実施した。 ・令和6年5月及び令和7年3月にそれぞれ第3回及び第4回訓練としてオフサイト対応能力向上に係る訓練を実施して、対応事項及び課題を抽出した。 ・委員及び幹部に対する机上訓練を令和6年6月及び12月に実施し、委員及び幹部の意思決定が必要なテーマについて検討を行った。原子力総合防災訓練、事業者防災連携訓練を通じ、オフサイトに係る対応能力向上を図った。
ケ	・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	令和6年4月及び7月の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。
コ	・各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。
サ	・緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。
シ	・オンサイトとオフサイト間の連携強化を目的とした訓練計画を策定できたか。	A	令和6年5月及び7月にオンサイトの動きに合わせたオフサイトの動きを確認するために初動対応訓練を、令和6年9月に敦賀・美浜地域のオンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を企画した。
ス	・オンサイトとオフサイト間の連携強化を目的とした訓練計画に基づく訓練を実施できたか。	A	令和6年5月及び7月に初動対応訓練を実施し、オンサイトの進展に合わせたオフサイトの動きを確認した。令和6年9月に敦賀・美浜地域のオンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を事業者防災訓練と連携して実施した。
セ	・訓練結果から訓練の実効性向上や改善事項を確認できたか。	A	初動対応訓練及び敦賀・美浜地域の業者防災訓練について課題をとりまとめ、実効性向上や改善事項を確認した。原子力総合防災訓練の実施後、振り返りを年度内に実施する見込み
ソ	・あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。	A	委員及び幹部に対する机上訓練を令和6年6月及び12月に実施し、委員及び幹部の意思決定が必要なテーマについて検討を行った。さらに、原子力総合防災訓練、事業者防災連携訓練を通じ、オフサイトに係る対応能力向上を図った。
タ	・改善内容の抽出を目的とした危機管理業務に係る計画や防災訓練に係る計画を策定できたか。	A	危機管理体制の維持・向上のため、防災携帯を用いた通信訓練、輸送マニュアルの課題抽出のために放射性物質の輸送事故時を想定した訓練、道府県及び市町村等と統合防災NWを使用した緊急時通信訓練及び緊急時対応技術マニュアルの課題抽出のための訓練を計画した。
チ	・危機管理業務、防災訓練、実発災時に、当該業務手順書やマニュアルを活用して業務を実施できたか。	A	・緊急時の体制確保のため、危機管理宿舎の入退去に伴う調整(4件)、宿日直勤務環境の維持及び初動体制当番表の管理等、スターリンクを新規配備するなど関連するインフラの維持・管理を当該業務手順書やマニュアルを活用して適切に実施した。 ・令和7年2月に実施した令和6年度原子力総合防災訓練及び令和6年8月の日向灘地震の発生に伴い発表された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)において原子力災害対策マニュアルのほか、関連する原子力災害対策初動対応マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル等を活用して対応した。
ツ	・訓練や実発災対応等を通じて、改善内容を抽出し、インフラやマニュアル等の見直しを検討したか。	A	・内閣府(原子力防災担当)とともに、令和5年10月に実施した令和5年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項及び令和6年1月に発生した能登半島地震における対応から得た教訓事項等を踏まえた原子力災害対策マニュアルの改訂を行った(令和6年7月2日一部改訂)ほか、能登半島地震における機能班要員の対応について、委員幹部も含め、振りかえりを実施し、その結果をマニュアルやインフラの整備等に反映させた。併せて、関連する原子力災害対策初動対応マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルの改正等(令和6年12月23日一部改正等)を行うとともに、巨大地震関連の注意情報等の運用に係る対応手順の整理の結果等を受けて原子力規制庁初動対応マニュアル及び宿日直マニュアルの改訂に係る作業を進めた。

		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の維持・向上のため、防災携帯を用いた通信訓練を企画しており、令和6年6月、9月及び令和7年1月に実施した。訓練結果を踏まえ、未対応者の削減を図るべく掲示板を用いた未対応者の原因の共有、注意喚起及び連絡覚知を向上させる一部端末の追加機能、ストラップの配布に係る紹介を周知した。 	
テ	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が協力して検討を進め課題を抽出し、改善策を立案し、訓練等で改善策の有効性を確認することができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、「緊急時対応能力の向上に資する訓練のあり方」を検討課題の一つとしているところ、「より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う訓練を実施」する取組として、令和6年6月5日に中国電力島根原子力発電所における訓練を実施した。 ・核セキュリティ部門と緊急事案対策室等が連携の上、原子力事業者のセキュリティ連携訓練 13 回に参与し、原子力事業者とともに訓練の実効性向上を図った。
ト	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府防災が運用している総合防災情報システムと放射線モニタリング情報共有・公表システムで公表している情報を連携するためのシステム整備について、令和6年度に自動で連携するシステムを構築し、情報連携することができたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 放射線モニタリング情報共有・公表システムが原子力災害時対応に向け収集している放射線モニタリング情報と内閣府所管である新総合防災情報システム(SOBO-WEB)が持つ防災関連情報との連携に係るシステム改良を行い、令和7年3月からデータ連携を開始した。
ナ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に実施された原子力事業者防災訓練の評価結果から、訓練の実効性向上につながっていることが確認できたか。また、更なる実効性向上に向けた評価・要求事項の改善が図れたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の全 38 事業所(訓練延期した志賀発電所を除いている。)における原子力事業者防災訓練の評価結果のとりまとめを実施し、訓練の実効性向上が図られていることを確認した。 ・原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方にかかる意見交換会合を令和6年7月4日に行い、同会合で示された試行結果及び今後の方針に対して事業者と議論し、合意を得た。
ニ	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応に係る訓練等の在り方の検討のために令和5年度の原子力事業者防災訓練の試行結果及び訓練の評価について取りまとめ、訓練報告会及び原子力規制委員会で報告したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の全 38 事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果、令和6年度の訓練実施方針、訓練評価指標見直し及び訓練のあり方等に係る今後の方針について、令和6年7月11日に開催した第16回原子力事業者防災訓練報告会において報告した。 ・第16回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和6年8月21日の第25回原子力規制委員会で原子力規制庁から報告を受けた。
ヌ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の訓練の課題への対応や緊急時対応に係る訓練等の在り方の検討を踏まえたものとなっているか等、令和6年度の事業者の訓練計画の成立性・妥当性が適切に確認できたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の事業者防災訓練として、全 40 事業所の訓練に対し、事前に訓練計画の成立性・妥当性を確認するとともに、事後、事業者の自己評価や気付き事項、改善方針について確認し、評価する見込み。なお、志賀発電所については、能登半島沖地震に伴い延期した令和5年度分の訓練についても、令和6年度に追加実施した。
ネ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度原子力事業者防災訓練が原子力事業者防災業務計画に定めるとおり実施されたことを確認したか(対象は全 39 事業所見込み)。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全 40 事業所において令和6年度事業者防災訓練が実施されたことを確認した。
ノ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議の開催のため、議題を調整する等適切に準備したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各省庁と日程や議題を調整した上で、令和6年9月26日及び令和7年3月19日に原子力災害対策中央連絡会議を開催し、ATENA及び原子力事業者の改善状況や訓練状況について、関係省庁と情報共有を図った。 ・原子力災害対策地域連絡会議については、各原子力規制事務所原子力防災専門官が主体となり計画・実施した。
ハ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月26日及び令和7年3月19日に原子力災害対策中央連絡会議を開催した。 原子力災害対策地域連絡会議の実績については以下のとおり。 令和6年5月17日 女川、10月4日 泊、10月29日 柏崎刈羽、令和7年1月21日 玄海、1月31日 伊方、3月27日 川内
ヒ	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を通じ、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 「能登半島地震を踏まえた原子力事業者の安全性向上への取組み」を議題として、ATENA及び原子力事業者の改善状況や訓練状況について、関係省庁と情報共有を図るなど原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を通じ、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化した。
フ	<ul style="list-style-type: none"> ・各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。必要に応じて関連文書の改正等を行ったか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センターの整備する原子力災害医療体制について支援すると共に、特に原子力災害医療派遣チームの実動訓練や生物学的線量評価の体制整備に取り組んだ。また、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、高度被ばく医療支援センター連携会議(令和6年8月8日、12月26日、令和7年3月24日開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。 ・令和5年度に行った原子力災害医療派遣チームの活動に関する検討を踏まえ、関係機関、関係地方公共団体及び関係府省庁と調整を行った上で、令和7年3月31日に原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正を行った。
ヘ	<ul style="list-style-type: none"> ・立地道府県等の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築を支援したか。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月11日の原子力災害対策指針等の改正(原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設)を踏まえ、原子力災害医療協力機関の公募に対し日本診

		療放射線技師会から申請があり、第 62 回原子力規制委員会(令和7年2月 12 日)において、日本診療放射線技師会を令和7年2月 12 日付けで指定することを決定した。また、日本診療放射線技師会に協力いただき、甲状腺簡易測定研修を全国5カ所で実施した。
--	--	--

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (3.11 報告第5章第5節/令和6年度原子力規制委員会年次報告第5章第5節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	(I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの (II) 改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの (III) 新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの		

(5)放射線モニタリングの実施

- ・47 都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)
- ・緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ・47 都道府県における環境放射能水準調査等の結果を、遅滞なく公表することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射能水準調査等の空間放射線量率をリアルタイムで公表した。 ・委託先と協力して、得られた測定結果(原子力艦寄港地の放射能調査結果も含む。)をデータベースとして整理し、随時、結果の公表を実施した。 ・なお、環境放射能水準調査等の結果を公表するシステムについて、令和7年度早期の新システム運用開始に向けて準備した。
イ ・放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・立地及び隣接道府県における放射線監視事業等について、令和6年度に必要な資機材等が整備できるよう経費の配分を適切に行った。 ・限られた予算内で関係道府県のモニタリング体制を充実させるため、随時、道府県の執行管理の状況を綿密に確認しながら令和7年度に計画されていた放射線モニタリング資機材の整備計画を見直すことにより、より効率的な事業執行を行った。 ・環境放射能水準調査等事業及び放射線監視等交付金の2事業で設置しているモニタリングポストが隣接していると考えられるものを3件確認し、2件は問題を解消済。残る1件は、更新のタイミングに合わせて見直しについて地方自治体と調整することとした。
ウ ・地方公共団体職員等の緊急時モニタリングセンター要員に対する研修・訓練を、全ての原子力施設立地地域において実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング要員育成について、基礎的な講座を 24 道府県中 24 道県、EMC 活動訓練を 13 地域中 13 地域で実施した。 ・放射性物質の大気拡散計算の結果を活用した机上訓練について、事業者及び訓練参加者との調整を行い、令和6年 11 月及び 12 月に実施した。また、机上訓練の前提知識となる事項について e-learning により事前学習が行えるよう、資料作成を進めた。 ・内閣府原子力防災等と協力し、原子力総合防災訓練及び拠点運営訓練で使用するデータを作成し、実際に訓練で活用した。 ・EMC 活動訓練で抽出された課題については、全訓練終了時点で取りまとめ、ERC 放射線班マニュアル等へ反映予定。

■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
施策毎の評価		(1) 放射線防護対策の推進	定性指標 A(A評価:2)	定量指標 -
		(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A(A評価:3)	-
		(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	B(S評価:1、A評価:10、B評価:4)	-
		(4) 危機管理体制の整備・運用	A(S評価:1、A評価:28)	A評価:3
		(5) 放射線モニタリングの実施	A(A評価:3)	A評価:2
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 放射線防護対策の推進				
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善				
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善				
オ	S	・屋内退避の運用に関する検討チームについて、内閣府原子力防災担当や関係自治体との調整などの課題を解決し、住民の方にも分かりやすい表現で報告書案及びQ&A案の内容を充実させるなど、当初の想定以上の検討を行った。	引き続き関係機関との調整を綿密に行い、報告書の内容を踏まえて原子力災害対策の充実強化を行う。	
コ	B	EAL見直しに際し、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討」の結果の方向性が明確化したことから、それを踏まえ、本件の複数課題の検討の進め方を最終的に整理したが、事業者防災訓練や令和6年度原子力総合防災訓練の実施に係る業務など他業務とのリソース配分との兼ね合いから、原子力規制委員会での確認に至らなかった。	令和7年5月を目途に原子力規制委員会で確認する見込みである。	
ス	B	事業者における検討が停滞していることから、原子力規制委員会での報告には至らなかった。	まず、重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、事業者による全数の事故事象の進展整理には時間を要し、さらに操業延期の影響も受け、本件EAL見直しは稼働時期を見据え検討を進める。	
セ	B	事業者における検討が停滞していることから、原子力規制委員会での報告には至らなかった。	まず、重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、事業者による全数の事故事象の進展整理には時間を要し、さらに操業延期の影響も受け、本件EAL見直しは稼働時期を見据え検討を進める。【再掲】	
ソ	B	事業者における検討が停滞していることから、原子力規制委員会での報告には至らなかった。	まず、重大事故の種類毎に代表機器を選定し、その事象進展の整理から先行実施することを検討中であるが、再処理施設は重大事故の種類、対象機器が多数となることから、事業者による全数の事故事象の進展整理には時間を要し、さらに操業延期の影響も受け、本件EAL見直しは稼働時期を見据え検討を進める。【再掲】	
(4) 危機管理体制の整備・運用				
キ	S	当初目標では令和8年度の移行予定だったところ、クラウド移行を推進し、令和7年度に参入を希望する自治体の合意を得て、令和6年度補正事業として早期に事業化したことから「S」とした。	令和8年度に参入を希望する自治体の合意を得て、クラウド移行を推進する。	
(5) 放射線モニタリングの実施				

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	令和6年度マネジメントレビュー(第2回)(令和6年度第66回原子力規制委員会(令和7年3月5日)) 令和6年度原子力規制委員会年次報告(令和7年6月6日閣議決定、国会報告)
担当部局・作成責任者名	